

第102回 六月定時総会議案書

日 時 令和元年6月1日(土) 午後4時00分
場 所 チサンホテル神戸
神戸市中央区中町通2-3-1
TEL.078-341-8111



近畿青年税理士連盟

(お願い) この総会議案書は予備がありませんので、総会にご出席の際ご持参下さいますようお願いいたします。

総 会 次 第

1. 開 会 の こ と ば
2. 来 賓 の 紹 介
3. 議 長 選 出
4. 議 事 録 署 名 人 指 名
5. 議 案 審 議
 - 第1号議案 平成30年度事業報告並びに収支計算書及び財産目録承認の件
 - 第2号議案 令和元年度事業計画及び収支予算案承認の件
 - 第3号議案 全国青年税理士連盟副会長、理事及び会計監事候補者選任の件
6. 代 表 幹 事 退 任 の 挨 拶
7. 公 印 引 継 式
8. 新 代 表 幹 事 就 任 の 挨 拶
9. 来 賓 ご 祝 辞
10. 閉 会 の こ と ば

第1号議案 平成30年度事業報告並びに収支計算書 及び財産目録承認の件

I 平成30年度事業報告

1. 事業報告

概況

本年度は「君よ、税理士の魅力を語れ」をテーマに掲げ、税理士の魅力を語れるにふさわしい制度を追求することを念頭に活動を行った。

以下、平成30年度事業計画に基づく各事業の概要を報告する。

(1) 税理士制度・税制

①税理士制度

平成26年税理士法改正から5年が経過し、次なる法改正に向けた税理士会の動向を注視しながら、「国民のためのこれからあるべき制度」「魅力を語れるにふさわしい制度」といった観点から幾つかの論点をもとに制度部会で議論を行った。その成果を「次期税理士法改正に向けての意見書」として取りまとめ、平成31年4月に近税会制度部へ提出した。

四月定時総会時の例会では、「税理士制度の展望と課題」と題し、日税連制度部長及び近税会制度部長の二人を講師に迎え、過去の改正の総括とともにこれからのあるべき制度についてパネルディスカッションを行った。

六月定時総会時の例会では、「AIと税理士制度」に関する知識を深めるべく、AIの研究者を招いて研修会を開催した。

②税制

本年度も、税制改正要望について広く会員へ意見募集を実施し、制度部会にて意見項目を集約して議論を行った。8月には滋賀県支部が主催する税制改正に関する討論会に参加し、各論点の深掘りに努めた。これら議論の成果を「税制改正に関する意見書」として取りまとめ、近税会の「平成32年度税制改正に関する意見書」に意見が反映されるよう、11月に近税会調査研究部へ提出した。

③全青税秋季シンポジウム

11月10日(土)にANAクラウンプラザホテル神戸にて開催された全青税秋季シンポジウム「再検討！日本の税制～ここが変だよ日本の税制～」に向け、近畿は「役員給与税制」をテーマに選定して研究に取り組んだ。研究の成果を取りまとめて全青税の論文冊子に掲載し、シンポジウムの舞台にて発表を行った。要点は②税制改正に関する意見書(法人税)に反映させた。

④税務調査アンケート

本年度も会員へ「税務調査に関するアンケート」を実施したが、回収量が思うように伸びず、今後さらなる協力を得るための工夫が課題となった。

(2) 組織活動・組織運営

①組織活動

本年度も、近税会の証票伝達式前及び登録時研修の初日開催前に連盟の活動を紹介するリーフレット及び入会案内等の資料を配布し、新規入会者の獲得のための活動を行った。なお、登録時研修の開催時における配布については、近税会からの要請により、配布場所の通行者への安全等の理由から今後の実施が困難となったため、新たな活動を検討する必要がある。

また、各支部で開催している新年互礼会・新合格者祝賀会への参加案内書を作成し、本年度も東京青年税理士連盟の協力を得て、大原簿記専門学校及び資格の学校TACの税理士試験合格者祝賀会における配布を依頼した。

②組織運営

これからの連盟の組織発展を念頭に、年齢制限を含めた規約等について幹事会で意見交換を行った。各支部の事情により正会員の年齢等を改定する動きもあるなか、連盟としては現行の規約を維持することが概ね幹事の意見であった。

総務部に新たに設置したEスマート委員会は、CD-ROMによる会員名簿を10月に発行した。続いて、6支部の距離的な問題をITにより解決すべく、電子による遠隔会議の方法について実験を重ね、確定申告期である2月の幹事会にて初めてWEBによる幹事会を開催した。各支部の公開勉強会をライブ配信することについても検討を進めたが、技術的な問題点の把握に留まり、本年度は実施に至らなかった。

(3) 広報活動

会報誌「近畿青税」を年4回発行し、連盟の活動内容を会員に伝えた。近税会で部員等として活躍する青税会員にスポットを当てた企画記事を掲載し、今後より多くの会員が近税会等で活躍すること及び会務を身近に感じてもらえることを狙った。

ホームページでは、各支部及び連盟が実施する認定研修の開催案内を随時掲載するとともに、コンテンツの充実に努めた。

(4) 全国青年税理士連盟における活動

前述の通り、11月10日(土)に全青税秋季シンポジウムが神戸にて開催され、山下尚宏実行委員長及び辻田学事務局長を先頭に、連盟が一体となって設営や動員等に取り組んだ結果、大成功を収めた。会員皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

本年度も連盟会員が全青税の部長や委員長等の要職を務め、全青税理事会や各部会に連盟会員の多くが積極的に参加して全青税で活躍した。

また、10月に安倍首相が「消費税率の引上げ及び複数税率の適用を予定通り実施する」旨の方針を表明したことに対し、全青税より「消費税率の引上げ、消費税の複数税率導入に反対する署名を集めて国会陳情を行いたい」との要請を受け、多くの署名を集めるべく会員へ協力を呼びかけた。急な要請であったにもかかわらず、各支部から集った有志が力を合わせて手作業により署名用紙を全会員へ発送し協力を依頼したこと、11月にはJR大阪駅前交差点にて「街頭署名活動」を実施したこともあり、約3,600筆もの署名数を集め、全青税へ送付することができた。

(5) 近畿税理士会への対応

毎回の理事会を参観し、会務運営を把握してその動向を注視した。参観後はレポートを作成して幹事で回覧し、情報の共有及び各支部への伝達に努めた。

6月の近税会第54回定期総会においては、事前に入念な検討を行ったうえで連盟執行部及び各支部長が質問を行った。今後の税理士法改正をはじめ、制度改正や会務の改善に関する意見と要望を述べた。

続いて、12月の近税会執行部との懇談会に向けても複数回の対策会議を重ね、定期総会での質問事項や要望を踏まえ、より発展させた内容をもって執行部へ意見した。

平成31年施行近税会役員選挙については、近税立志会と情報交換を行いながら、各地での立候補状況を把握した。また、4月には近税立志会との共催により「青税推薦役員の慰労会・次期役員の激励会」を開催し、近税会の動向等に関して現任役員と意見交換を行い、次期役員へ引継いだ。

以上、各事業の概況を報告した。

本年度は平成30年6月9日(土)に和歌山県支部が50周年記念式典及び祝賀会を開催し、各支部から多くの会員が参加して大きな盛り上がりを見せた。次年度には7月7日(日)に奈良県支部が、11月9日(土)に滋賀県支部が各々50周年記念式典及び祝賀会を開催することから、各支部へのPR活動等も相まって6支部の融和がより推進されたことも感じた。

今後も6支部が力を集結させ、この近畿青年税理士連盟がより発展していくことを願う。連盟規約第2条に掲げる目的「会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ること」を達する強い意志を持って活動し、今後も親睦と研鑽を図りながら力を育み、大きな「うねり」を作り上げ、連盟の未来を、税理士界の未来を切り拓いて行くことを次期に期待する。魅力と誇りにあふれる税理士制度を一層追求して行って欲しい。

会員皆様のご支援とご協力によりこれまで活動を行えましたことに深く感謝申し上げます。次年度の執行部へも絶大なるご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

第54代 代表幹事 和田 泰 裕

2. 会員の状況

区 分	大阪		京都		兵庫県		和歌山県		奈良県		滋賀県		合計	
	正	特	正	特	正	特	正	特	正	特	正	特	正	特
H30. 5. 1 現 在	17	195	94	285	29	174	8	66	5	37	40	76	193	833
	212		379		203		74		42		116		1,026	
入 会 者 数	3	7	7	10	4	3	1	0	0	0	8	0	23	20
	10		17		7		1		0		8		43	
退 会 者 数	2	3	4	15	2	8	0	2	0	1	1	1	9	30
	5		19		10		2		1		2		39	
H31. 4. 30 現 在	18	199	97	280	31	169	9	64	5	36	47	75	207	823
	217		377		200		73		41		122		1,030	
特別会員移行	△4	4	△14	14	△4	4	0	0	△1	1	△6	6	△29	29
R元. 5. 1 現 在	14	203	83	294	27	173	9	64	4	37	41	81	178	852
	217		377		200		73		41		122		1,030	

(注) 正会員とは、連盟規約第3条により事業年度開始の日において満40歳以下の者をいう。

兵庫県支部 期首会員数訂正 (正会員 0 特別会員 + 1)

3. 諸会議の開催回数

総 会	2回
幹 事 会	13回
制 度 部 会	10回
広 報 部 会	1回
秋季シンポジウム実行委員会	4回
代表幹事候補者推薦委員会	4回

4. 総会に関する事項

(1) 第100回六月定時総会

平成30年6月2日 からすま京都ホテルにおいて、第100回六月定時総会を開催し、下記の議案を審議した。

	出席会員	66人
	議長	岸 竜輔 会員
議案	第1号議案	平成29年度事業報告並びに収支計算書及び財産目録承認の件
	第2号議案	平成30年度事業計画及び収支予算案承認の件
	第3号議案	全国青年税理士連盟副会長、理事及び会計監事候補者選任の件

第1号議案、第2号議案、第3号議案全て原案通り承認可決された。

(2) 第101回四月定時総会

平成31年4月13日 TKPガーデンシティ東梅田において、第101回四月定時総会を開催し、下記の議案を審議した。

	出席会員	42人
	議長	坂本 麻生 会員
議案	第1号議案	次期幹事及び次期会計監事選任の件
	第2号議案	次期代表幹事及び次期副代表幹事選任の件

第1号議案、第2号議案全て原案通り承認可決された。

近畿青年税理士連盟
令和元年度 役員

① 幹事及び会計監事

幹 事 (65名)

支 部 名	氏 名			
大 阪	上田 寛実	可児 良昭	川本 真語	小西 伸幸
	坂本 和穂	笹田 淳	宅野 善郎	田中 慎
	富川 和將	宮本 智弘	本倉 淳子	森岡 崇
	安田 浩二	山田 暁久	山西 賢宏	
京 都	東 紘太郎	糸井 悠樹	伊庭 健裕	江田佳銘子
	金澤 陽一	四方 健策	島津 有希	堤 博顕
	土肥 豊	中村 美里	野村 政史	原 謙介
	廣瀬 翼	村岡 大輔	山田 隆一	
兵 庫 県	浅見 太郎	板倉 宏行	岡田 祐児	小串 華子
	北名 章悟	辻田 学	敏森 賢史	濱田 誠二
	平田 亮	福田 典史	藤原 功子	前田 泰雅
	政岡 和司	松藤 健一	毛利 進士	山上 修平
和 歌 山 県	坂本 知子	島 紀郎	高垣 英紀	中 慎之介
	山本 和生	和田 全史		
奈 良 県	金田 紘典	黒田 智紀	黒田 佳紀	堀井 亮良
	三瀬 義男	保田まち子	吉村 浩至	
滋 賀 県	國松 慶太	澤田 匡央	志村 真二	大黒 将範
	東郷 鍾吾	山本 忠晃		

会計監事 (6名)

大 阪	京 都	兵 庫 県	和 歌 山 県	奈 良 県	滋 賀 県
音谷 章洋	番匠 朋子	東田 慶国	西川 悦史	南谷 正仁	松岡 楓

② 代表幹事及び副代表幹事

	支 部 名	氏 名
代 表 幹 事 (1名)	兵 庫 県	辻 田 学
副 代 表 幹 事 (6名)	大 阪	安 田 浩 二
	京 都	四 方 健 策
	兵 庫 県	福 田 典 史
	和 歌 山 県	坂 本 知 子
	奈 良 県	黒 田 佳 紀
	滋 賀 県	東 郷 鍾 吾

5. 幹事会に関する事項（審議事項及び協議事項のみを記載）

(1) 平成30年6月2日 第1回幹事会

於：からすま京都ホテル

出席者27人

総務部

1. 六月定時総会の進行表の件
2. 近税会総会議案の賛否の件
3. 幹事分掌の件

制度部

1. 税制改正意見募集チラシの件

(2) 平成30年7月4日 第2回幹事会

於：連盟事務局

出席者20人

総務部

1. 近税会執行部との懇談会の件
2. 近税立志会総会前研修会の共催の件
3. E-DESKの利用アカウント追加の件

組織部

1. 連盟リーフレット増刷の件

総務部・協議事項

1. 大阪支部の前年度過払連盟会費返還請求の件

(3) 平成30年8月22日 第3回幹事会

於：草津市民交流プラザ

出席者21人

総務部

1. 大阪支部の前年度過払連盟会費返還請求の件
2. 近税立志会との懇談会開催の件

総務部・協議事項

1. 規約の年齢制限の件
2. 近税会執行部との懇談会の事前会議の日程の件

(4) 平成30年9月19日 第4回幹事会

於：やまと会議室

出席者19人

制度部

1. 税務調査アンケートの件
2. 秋季シンポジウム論文原稿の件

秋季シンポジウム実行委員会

1. 秋季シンポジウム動員の件

総務部・協議事項

1. WEB会議の試験実施の件

(5) 平成30年10月20日 第5回幹事会

於：和歌山県税理士会館

出席者31人

総務部

1. 全青税より消費税反対の署名活動依頼の件

2. 税理士制度改善特別会計取崩の件

制度部

1. 税務調査アンケートの件

組織部

1. 合格者祝賀会配布チラシの件

総務部・協議事項

1. WEB会議の試験実施アンケートの件

制度部・協議事項

1. 税制改正に関する意見書の件

(6) 平成30年11月15日 第6回幹事会

於：神戸税協会館

出席者17人

総務部

1. 大阪支部の退会会員分連盟会費返還請求の件

2. 事務局の火災保険の契約更新の件

制度部

1. 税制改正に関する意見書の件

総務部・協議事項

1. WEB会議の開催の件

(7) 平成30年12月13日 第7回幹事会

於：連盟事務局

出席者13人

総務部

1. 四月定時総会の会場の件

(8) 平成31年1月17日 第8回幹事会

於：キャンパスプラザ京都

出席者15人

総務部

1. 青税推薦役員の慰労会・次期役員の激励会の件
2. E-DESKのデータ容量追加の件

総務部・協議事項

1. 事務局改装工事の件
2. 正会員の年齢制限の件
3. 四月定時総会の案内文の件

制度部・協議事項

1. 四月定時総会の制度部例会の件

(9) 平成31年2月13日 第9回幹事会

於：WEB

出席者21人

総務部

1. 事務局改装工事の件
2. 四月定時総会の案内文及び議案書の件

制度部

1. 四月定時総会の制度部例会の案内文及び講師謝金の件

総務部・協議事項

1. 六月定時総会の会場の件

(10) 平成31年3月20日 第10回幹事会

於：連盟事務局

出席者17人

総務部

1. 事務局改装工事の件

制度部

1. 秋季シンポジウム発表テーマの件

広報部

1. ホームページ案内の件

制度部・協議事項

1. 次期税理士法改正に向けての意見書の件

(11) 平成31年4月13日 第11回幹事会

於：連盟事務局

出席者20人

総務部

1. 六月定時総会の案内文及び来賓選定の件

制度部

1. 六月定時総会制度部例会の案内文及び講師謝金の件
2. 次期税理士法改正に向けての意見書の件

(12) 平成31年4月19日 第12回幹事会（第1回 新旧合同）

於：神戸税協会館

出席者20人

総務部

1. 事務局トイレ前壁造作工事の件
2. 執行部六月定時総会事業報告等の件
3. 新執行部六月定時総会事業計画等の件

総務部・協議事項

1. 青税推薦役員の慰労会・次期役員の激励会の件

【参考】

(13) 令和元年5月7日 第13回幹事会（第2回 新旧合同）

於：連盟事務局

出席者22人

総務部

1. 執行部六月定時総会事業報告等の件
2. 新執行部六月定時総会事業計画等の件

総務部・協議事項

1. 次年度の日程と分掌の件

6. 各部活動以外に関する事項

(1) 近税会第54回定期総会 事前対策会議

平成30年5月25日 於：連盟事務局 出席者12人
平成30年6月2日 於：キャンパスプラザ京都 出席者12人
平成30年6月22日 於：帝国ホテル大阪 出席者14人

(2) 近税会執行部との懇談会 事前対策会議

平成30年9月12日 於：連盟事務局 出席者13人
平成30年10月24日 於：連盟事務局 出席者13人
平成30年11月28日 於：連盟事務局 出席者20人
平成30年12月12日 於：連盟事務局 出席者19人

(3) 近税会執行部との懇談会

平成30年12月12日 於：近畿税理士会館 出席者10人

出席者（近畿税理士会）

浅田 恒博（会 長）	北村 善和（副 会 長）	杉田 宗久（副 会 長）
松本 圭一（副 会 長）	石原 健次（副 会 長）	伊田 憲司（副 会 長）
森田 務（副 会 長）	北田 全基（副 会 長）	芦田 和典（専務理事）
永橋 利志（専務理事）	那須 弘敬（総務部長）	野村秀次郎（中小企業対策部長）
猪飼 哲也（研修部長）	藤本 幸三（調査研究部長）	
和田 浩孝（制度部長）	加藤 正親（登録調査委員長）	

以上16人

連盟出席者19人

(4) 青税推薦役員の慰労会・次期役員の激励会

平成31年4月26日 於：OMM会議室 役員出席者21人
連盟出席者26人

(5) 近税会理事会参観

平成30年5月25日 於：近畿税理士会館 出席者4人
平成30年7月27日 於：近畿税理士会館 出席者5人
平成30年9月21日 於：近畿税理士会館 出席者5人
平成30年10月22日 於：近畿税理士会館 出席者5人
平成30年11月26日 於：近畿税理士会館 出席者7人
平成31年1月22日 於：近畿税理士会館 出席者4人

平成31年 2月15日 於：国民会館 出席者 3人

平成31年 3月28日 於：近畿税理士会館 出席者 7人

平成31年 4月26日 於：近畿税理士会館 出席者 7人

【参考】

令和元年 5月24日 於：近畿税理士会館 出席者 人

(6) 近税立志会執行部との懇談会

平成30年10月 1日 於：連盟事務局

出席者（近税立志会）

吉田 廣彰（会 長） 坂本 麻生（総務部長） 植木 心一（組織部長）

以上 3人

連盟出席者 4人

7. 各部に関する事項

(1) 総務部 東 紘太郎

代表幹事を補佐し、その方針に基づき、幹事会及びその他会務の円滑な運営を行うため、以下の活動を行った。

また、ITを活用した取り組みとして、新たな委員会「Eスマート委員会」を設置した。

- ① 近畿税理士会その他各種団体との連絡協議を行った。
- ② 事務局の運営管理を行った。
- ③ 各種文書の発受信及び管理を行った。
- ④ 近畿税理士会へ認定研修の届出、報告及び認定団体の更新手続きを行った。
- ⑤ 会員に対する弔事連絡及び対応を行った。
- ⑥ 支部間の交流を深め、各支部の情報交換を促進した。
- ⑦ グループウェア（E-DESK）の管理・運用を行った。
- ⑧ 全青税と連盟との情報の伝達及び相互の意思疎通に努め、連盟として全青税の活動を支援することを目的として、組織部と協力し全青税理事会、その他全青税事業に積極的に参加した。

(ア) 全国青年税理士連盟 理事会

平成30年6月10日	於：千葉県税理士会館	出席者8人
平成30年7月8日	於：名古屋都市センター	出席者14人
平成30年8月4日	於：ハイアットリージェンシー東京	出席者10人
平成30年9月1日	於：神奈川・朝日税理士法人	出席者14人
平成30年10月6日	於：TKP京都四条烏丸	出席者12人
平成30年11月10日	於：ANAクラウンプラザホテル神戸	出席者7人
平成30年12月8日	於：グランメッセ熊本	出席者15人
平成31年1月20日	於：埼玉会館	出席者12人
平成31年2月9日	於：岐阜・ダイニングてっぺん	出席者10人
平成31年3月23日	於：CIVI新大阪研修センター	出席者15人

【参考】

令和元年5月11日	於：仙台・仙都会館	出席者15人
-----------	-----------	--------

(イ) 日本税理士会連合会役員との懇談会

平成30年12月10日	於：日本税理士会館	出席者3人
-------------	-----------	-------

(ウ) 日本税理士会連合会 定期総会傍聴

平成30年7月26日	於：帝国ホテル東京	出席者2人
------------	-----------	-------

(エ) 日本税理士会連合会 理事会傍聴

平成30年6月28日	於：日本税理士会館	出席者3人
------------	-----------	-------

平成30年9月26日 於：日本税理士会館 出席者2人
平成30年12月19日 於：日本税理士会館 出席者1人
平成31年3月27日 於：日本税理士会館 出席者2人

(オ) 消費税率の引上げ、消費税の複数税率導入に反対する署名
署名用紙発送

平成30年10月22日 於：連盟事務局 出席者9人

街頭署名運動

平成30年11月5日 於：大阪駅前交差点 出席者7人

⑨ Eスマート委員会 委員長：竹村 仁志

(ア) 会員名簿の作成

CD-ROMによる会員名簿を作成、発行した。

(イ) WEB幹事会の開催

WEB会議アプリケーション (Zoom) を使用したWEB会議による幹事会の開催、実験及び検証を行った。

⑩ 経理：高屋 豊明

(ア) 計算書類の作成

平成30年度収支予算案及び収支計算書を作成した。

(イ) 経理業務の運営

資金管理及び予算管理を適正に実施し、新規口座の開設、インターネットバンキングの利用開始等、合理的な運営を図った。

(2) 制度部 山田 暁久

① 秋季シンポジウム委員会 委員長：安田 浩二

(ア) 秋季シンポジウム参加

平成30年11月10日 於：ANAクラウンプラザホテル神戸

テーマ「再検討！日本の税制

～ここが変だよ日本の税制～」

② 税制対策委員会 委員長：齊藤 誠吾

(ア) 意見書の提出

平成30年11月30日に「税制改正に関する意見書」を近税会調査研究部に提出した。

③ 税理士制度委員会 委員長：多胡 勘九郎

(ア) アンケート調査の実施

会員へ税務調査アンケートを実施した。

(イ) 意見書の提出

平成31年4月17日に「次期税理士法改正に向けての意見書」を近畿会制度部に提出した。

④ 部会の開催（部・委員会合同開催）

平成30年7月13日	於：連盟事務局	出席者11人
平成30年8月16日	於：連盟事務局	出席者11人
平成30年8月29日	於：連盟事務局	出席者11人
平成30年9月10日	於：連盟事務局	出席者11人
平成30年9月28日	於：連盟事務局	出席者11人
平成30年10月10日	於：連盟事務局	出席者10人
平成30年11月22日	於：連盟事務局	出席者9人
平成30年12月17日	於：連盟事務局	出席者7人
平成31年1月22日	於：連盟事務局	出席者5人
平成31年2月12日	於：連盟事務局	出席者11人

⑤ 制度部例会の開催

平成31年4月13日	於：TKPガーデンシティ東梅田	
	「対談！近畿税理士会副会長・制度部長と語る！ ～税理士制度の展望と課題～」	
	講師：石原 健次	日本税理士会連合会制度部長 近畿税理士会副会長
	和田 浩孝	近畿税理士会制度部長
	和田 泰裕	代表幹事
	坂本 和穂	元全国青年税理士連盟会長
	司会：山田 暁久	制度部長
		出席者39人

【参考】

令和元年6月1日	於：チサンホテル神戸	
	「AIの現状と税理士業界のこれから」	
	講師：一階 良知	ITえき塾塾長（AI研究者）
	司会：山田 暁久	制度部長
		出席者 人

(3) 組織部 浅見 太郎

全青税行事及び各支部における連盟との繋ぎ役として、また会員数の増加に繋げるために、以下の活動を行った。

- ① 平成30年8月4日の全青税東京全国大会、平成30年11月10日の全青税秋季シンポジウムへの参加動員を各支部に働きかけ、取り纏めた。
- ② 証票伝達式・登録時研修の会場周辺にて、各支部と協力して連盟リーフレット及び行事案内チラシを配布し、新規会員の勧誘を行った。

(ア) 証票伝達式

平成30年7月4日	於：近畿税理士会館	配布部数：20部	出席者4人
平成30年8月2日	於：近畿税理士会館	配布部数：11部	出席者4人
平成30年8月31日	於：近畿税理士会館	配布部数：19部	出席者4人
平成30年10月2日	於：近畿税理士会館	配布部数：11部	出席者4人
平成30年11月1日	於：近畿税理士会館	配布部数：12部	出席者4人
平成30年11月30日	於：近畿税理士会館	配布部数：6部	出席者4人
平成30年12月26日	於：近畿税理士会館	配布部数：15部	出席者4人
平成31年1月31日	於：近畿税理士会館	配布部数：17部	出席者4人
平成31年3月1日	於：近畿税理士会館	配布部数：20部	出席者4人
平成31年4月2日	於：近畿税理士会館	配布部数：20部	出席者4人

【参考】

令和元年5月7日	於：近畿税理士会館	配布部数：16部	出席者4人
令和元年5月31日	於：近畿税理士会館	配布部数：部	出席者人

(イ) 登録時研修

平成30年9月5日	於：近畿税理士会館	配布部数：40部	出席者3人
平成30年12月3日	於：近畿税理士会館	配布部数：22部	出席者3人

- ③ 東京青税と連携し、大原簿記専門学校及び資格の学校TACのご協力のもと、両校の税理士試験合格者に対して各支部の新年互礼会・新合格者祝賀会案内チラシの配布を行った。

(4) 広報部 西川 悦史

連盟活動を広報するために以下の活動を行った。

- ① 広報誌「近畿青税」を次のとおり、4回発行した。

No.238 平成30年8月31日発行

- ・巻頭言 代表幹事 「君よ、税理士の魅力を語れ」
- ・新部長・委員長の顔ぶれ
- ・新支部長の顔ぶれ

- ・ 連盟総会に参加しました 京都支部 市木 雅之会員
- ・ 連盟総会、懇親会雑感 兵庫県支部 櫻井 繁樹会員
- ・ 議事録（第100回六月定時総会、第1回幹事会）
- ・ 編集後記「路地裏」

No.239 平成30年11月30日発行

- ・ 巻頭言 代表幹事 半年の活動報告「青年税理士として」
- ・ 全国大会に参加して 京都支部 島津 有希会員
- ・ 本会で活躍する青税会員

公益活動対策部	大阪支部	瀬川 昇会員
研修部	大阪支部	石原慎一郎会員
租税教育推進部	兵庫県支部	谷川 洋平会員
登録調査委員会	奈良県支部	石谷 浩一会員
- ・ 支部活動報告（滋賀県支部、兵庫県支部、和歌山県支部）
- ・ 新年互礼会・新合格者祝賀会の予定
- ・ 奈良青税50周年記念大会ご案内
- ・ 議事録（第2～5回幹事会）
- ・ 論壇「佐川氏の国税庁長官辞任についての税理士会総会での答弁回避」

兵庫県支部	浦上 立志会員
-------	---------
- ・ 編集後記「路地裏」

No.240 平成31年2月15日発行

- ・ 巻頭言 代表幹事 年頭所感
- ・ 秋季シンポジウムを終えて 秋季シンポジウム実行委員長 山下 尚宏会員
- ・ 秋季シンポジウム報告 秋季シンポジウム委員長 安田 浩二会員
- ・ 本会で活躍する青税会員

税務支援対策部	兵庫県支部	林 直樹会員
研修部・制度部	和歌山県支部	宮下 智之会員
調査研究部	大阪支部	植木 心一会員
- ・ 支部活動報告（京都支部、大阪支部、奈良県支部）
- ・ 奈良青税50周年記念大会ご案内
- ・ 議事録（第6～7回幹事会）
- ・ 編集後記「路地裏」

【参考】

No.241 令和元年5月31日発行予定

- ・ 巻頭言 代表幹事 退任挨拶
- ・ 各部長・各委員長 退任挨拶

- ・各支部長 退任挨拶
- ・新代表幹事決定
- ・議事録（第8～11回幹事会）
- ・編集後記「路地裏」

② ホームページについては認定研修の告知等の各種管理を行うとともに、会員専用コンテンツとして広報誌のアーカイブを作成している。また、連盟各支部のホームページ・フェイスブック等への窓口としての役割も果たしている。

③ 連盟の主張・提言を会員外にも広報するため、広報誌「近畿青税」を下記の諸団体及び近畿圏の主な新聞社に送付した。

- ・近税会
- ・全国青年税理士連盟 会長及び各単体会
- ・全国女性税理士連盟 西日本支部
- ・朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞の大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山に所在する主な本社・支社・支局等及び日本経済新聞大阪支社

④ 部会の開催

平成30年 9月21日 於：連盟事務局 出席者4人

(5) 秋季シンポジウム実行委員会 山下 尚宏

平成30年11月10日ANAクラウンプラザ神戸で開催された全青税秋季シンポジウムへ向けた準備、参加動員および全青税理事会への出席と情報収集を行った。

① 委員会の開催

平成30年6月2日 於：からすま京都ホテル 出席者15人

平成30年8月2日 於：連盟事務局 出席者13人

平成30年9月6日 於：連盟事務局 出席者6人

平成30年10月19日 於：連盟事務局 出席者10人

② 各単位青税へのPR活動

平成30年5月19日 名古屋青税の定期総会でのPR活動

平成30年7月7日 埼玉青税の定期総会でのPR活動

平成30年7月14日 千葉青税の定期総会でのPR活動

全青税秋季シンポジウム

申込者数 合計401人（うち、近畿211人）

来賓を含む実参加者数 合計245人（うち、近畿107人）

8. 代表幹事候補者推薦委員会に関する事項

委員長 伊島 悠

平成30年9月1日 連盟「代表幹事候補者推薦規則」第2条「委員会の設置」に基づき、各支部推薦1名及び前3期代表幹事で構成する代表幹事候補者推薦委員会の委員が、代表幹事より、それぞれ委嘱された。

大阪支部	富川 和將会員
京都支部	伊島 悠会員
兵庫県支部	川内 優介会員
和歌山県支部	坂本 知子会員
奈良県支部	黒田 佳紀会員
滋賀県支部	横井 慎也会員
前三代代表幹事	三谷 智会員
	山下 尚宏会員
	森岡 崇会員

平成30年9月19日 第1回代表幹事候補者推薦委員会をやまと会議室において開催し、委員長に伊島 悠会員が就任した。

平成30年10月20日 第2回同委員会を和歌山県税理士会館において開催し、推薦者の選考を行った。

平成30年11月28日 第3回同委員会を連盟事務局において開催し、当委員会は兵庫県支部の辻田学会員を推薦することを決定した。

平成30年12月11日 兵庫県支部の辻田 学会員から、連盟「推薦規則」第5条1項「立候補者の届け出」に基づき、立候補の届け出があった。

また、連盟「推薦規則」第5条3項「推薦の通知」に基づき、代表幹事候補者1名を推薦することを、代表幹事に報告した。

平成30年12月13日 連盟幹事会において代表幹事候補者を決定した旨を報告した。

また、代表幹事候補者の推薦書を各支部発送に封入し、各会員に報告することを決定した。

平成31年4月13日 第101回四月定時総会において経過を報告し、連盟規約第6条の要件を満たす会員の中より立候補する者を募ったところ、立候補者はなく、満場一致で辻田学会員が第55代代表幹事として承認された。

当委員会は、四月定時総会の終了をもって任を解かれた。

以上の通り、平成30年度の事業報告をいたします。

II 平成30年度収支計算書及び財産目録承認の件

一般会計 収支計算書

自 平成30年 5月 1日

至 平成31年 4月 30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	当初予算額	相互流用額	予算現額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
I. 会 費	18,450,000		18,450,000	18,450,000	0	会員数 1,026人* 大阪支部 18,000×212人 = 3,816,000 京都支部 18,000×379人 = 6,822,000 兵庫県支部 18,000×203人* = 3,654,000 和歌山県支部 18,000×74人 = 1,332,000 奈良県支部 18,000×42人 = 756,000 滋賀県支部 18,000×116人 = 2,088,000 小計 ×1,026人 = 18,468,000 大阪支部会員数の前年度分訂正により返金 △18,000 計 18,450,000
II. 雑 収 入	530,000		530,000	681,623	△ 151,623	大阪支部事務局使用料 480,000 大阪支部コピー使用料 30,350 受取祝金 30,000 香典辞退 10,000 預金利息 23 事務局倉庫料返金 131,250
前年度繰越金	3,487,141		3,487,141	3,487,141	0	
合 計	22,467,141	0	22,467,141	22,618,764	△ 151,623	

*兵庫県支部会員数の期首訂正 + 1人

(支出の部)

(単位：円)

科 目	当初予算額	相互流用額	予算現額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
I. 支部交付金	6,750,000		6,750,000	6,750,000	0	各支部交付金 6,000×1,026人* = 6,156,000 定額交付金 100,000×6支部 = 600,000 大阪支部会員数の前年度分訂正により返金 = △6,000 計 = 6,750,000
II. 事業活動費	8,360,000		8,360,000	6,404,321	1,955,679	
(1)総務部費	《 6,310,000》	《 》	《 6,310,000》	《 5,113,611》	《 1,196,389》	
①事務局運営費	(1,430,000)	()	(1,430,000)	(1,324,345)	(105,655)	家賃・電気代・火災保険
②会員名簿	(300,000)	()	(300,000)	(265,140)	(34,860)	30年度会員名簿作成代
③総会費	(900,000)	()	(900,000)	(899,834)	(166)	30年六月定時総会、31年四月定時総会
④通信費	(100,000)	()	(100,000)	(144,219)	(△ 44,219)	郵送料、電話代、E-DESK年間契約料他
⑤消耗品費	(100,000)	()	(100,000)	(126,073)	(△ 26,073)	コピー代、封筒等
⑥会議費	(180,000)	()	(180,000)	(97,578)	(82,422)	幹事会等会場費
⑦全青税対策費	(2,900,000)	()	(2,900,000)	(1,966,802)	(933,198)	全青税理事会他出席交通費
⑧雑費	(300,000)	()	(300,000)	(289,620)	(10,380)	慶弔費、振込手数料他
⑨Eスマート委員会費	(100,000)	()	(100,000)	(0)	(100,000)	
(2)制度部費	《 550,000》	《 》	《 550,000》	《 222,410》	《 327,590》	会議室賃料、コピー代、講師謝金他
(3)組織部費	《 500,000》	《 》	《 500,000》	《 173,004》	《 326,996》	連盟リーフレット印刷代、証票伝達式他コピー代、交通費
(4)広報部費	《 900,000》	《 》	《 900,000》	《 895,236》	《 4,704》	「近畿青税」印刷代、HP運用サポート費
(5)秋季ソボウム委員会費	《 100,000》	《 》	《 100,000》	《 0》	《 100,000》	
III. 全青税分担金	4,780,800		4,780,800	4,780,800	0	全青税分担金 6,400×747人=4,780,800
IV. 予備費	2,576,341	0	2,576,341	0	2,576,341	
合 計	22,467,141	0	22,467,141	17,935,121	4,532,020	
次年度繰越金	0	0	0	4,683,643		

*兵庫県支部会員数の期首訂正 + 1人

一般会計 財産目録

平成31年4月30日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
(資産の部)		
普通預金	0	紀陽銀行 和歌山中央支店 No.1044983 *解約
普通預金	4,173,293	みずほ銀行 京都支店 No.1493016
未収入金	510,350	大阪支部家賃負担金 480,000円、大阪支部コピー使用料30,350円
合計	4,683,643	
(負債の部)		
合計	0	
差引正味財産	4,683,643	

事務局特別会計 収支計算書

自 平成30年 5月 1日
至 平成31年 4月 30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差異(A)-(B)	摘 要
雑 収 入	0	6	△ 6	預金利息 通常6 定額0
前年度繰越金	675,103	675,103	0	
合 計	675,103	675,109	△ 6	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差異(A)-(B)	摘 要
事務局移転費用	300,000	0	300,000	
予 備 費	375,103	0	375,103	
合 計	675,103	0	675,103	
次年度繰越金	0	675,109	△ 675,109	

事務局特別会計 財産目録

平成31年 4月 30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
通常郵便貯金	675,109	郵便局 No.14130-7364761
合 計	675,109	
(負債の部)		
合 計	0	
差引正味財産	675,109	

税理士制度改善特別会計 収支計算書

自 平成30年5月1日
至 平成31年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差異(A)-(B)	摘 要
雑 収 入	0	768	△ 768	預金利息 通常2 定額766
前年度繰越金	2,708,758	2,708,758	0	
合 計	2,708,758	2,709,526	△ 768	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差異(A)-(B)	摘 要
通 信 費	0	123,082	△ 123,082	郵送代
消 耗 品 費	0	55,797	△ 55,797	印刷代
雑 費	0	6,780	△ 6,780	道路使用許可関係手数料、封筒代他
合 計	0	185,659	△ 185,659	
次年度繰越金	2,708,758	2,523,867	184,891	

* 第5回幹事会にて、「消費税率の引上げ、消費税の複数税率導入に反対する署名」活動費用として特別会計を取り崩すことにつき審議を諮った結果、全会一致で可決承認された。

税理士制度改善特別会計 財産目録

平成31年4月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資 産 の 部)		
通常郵便貯金	120,039	郵便局 No14110-62605081
定額郵便貯金	1,402,233	郵便局 No14110-62605081- 3 預入 26.04.03
定額郵便貯金	1,001,595	郵便局 No14110-62605081- 4 預入 26.04.03
合 計	2,523,867	
(負 債 の 部)		
合 計	0	
差引正味財産	2,523,867	

以上のとおり報告します。

令和元年6月1日

近畿青年税理士連盟

代表幹事 和田 泰 裕

上記を監査した結果、適正なることを確認します。

令和元年5月7日

近畿青年税理士連盟

会計監事 浅 井 暢 之

会計監事 中 村 美 里

会計監事 小 串 華 子

会計監事 藤 原 光 男

会計監事 東 真由美

会計監事 花 井 麻 里

第2号議案 令和元年度事業計画及び収支予算案 承認の件

I 令和元年度 事業計画

近畿青年税理士連盟

代表幹事 辻 田 学

近畿青年税理士連盟の役割を全うする

1. 基本方針

近畿青年税理士連盟（以下「連盟」という）の代表幹事に就任するにあたり、連盟の役割を今一度考えてみた。連盟規約第2条によると「本会は、会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることを目的とする。」とある。連盟は近畿2府4県にある6つの支部で構成する組織であるが、各支部がそれぞれに親睦や研鑽を深める活動を活発に行っている。だとすれば6支部が結集して組織されている連盟の役割とは一体何なのであろうか。それはやはり目的の後半部分である、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることであるだろう。租税制度の改善と税理士制度の発展を図るためには我々の主張を外部に発信していく必要がある。そしてそれは支部単位で行うよりも各支部の精鋭が集い意見を集約させ組織の力をもって発信していくことでより実現に近づけることができる。

また、会員税理士が納税者の権利を擁護する気持ちを持って日々の業務を取り組むことでより納税者から必要とされる存在となり、ひいては税理士全体の社会的地位向上にも繋げていくことができる

そのためには我々自身がより一層の研鑽を図り、志を同じくする者同士が支部の枠を越えて切磋琢磨し、自分たちの意見を堂々と発信できる税理士になる必要がある。連盟をそのような税理士を育む場にしていきたい。

そこで本年度は連盟の目的を達成することができるよう会員の更なる資質向上に繋げるため、以下の点に重点を置き活動する。

- ・今後のあるべき租税制度および税理士制度について研究し提言する。
- ・支部間での事業の相互開催や相互参加を推進し連携を強化する。
- ・各支部会員により一層連盟活動に参加してもらえるような仕組み作りをする。

2. 活動施策

(1) 税理士制度・税制

日税連や近税会における次なる税理士法改正に向けた動向を注視しながらあるべき税理士制度について研究し提言する。

また、税制改正に関する意見書を取りまとめ、近畿税理士会に提出するなどの意見表明を行うとともに、全青税の秋季シンポジウムにおける研究活動に取り組む。

(2) 組織活動・組織運営

組織活動は基本的に各支部での活動に委ねるが、支部間の繋がりをより一層感じることが出来るよう事業の相互開催・相互参加の推進に努める。

また、近税会の税理士証票伝達式において各支部の組織担当と協力し、未入会者への入会促進、情報収集を行う。

昨年度行ったWEB会議を本年度も活用し支部間の距離を縮めることで、支部会員の連盟活動への参加の入り口を広げる。

(3) 広報活動

昨年度の各支部の合格者祝賀会に連盟のホームページを見て参加された方が数名いたと聞いている。ホームページはやはり対外的な広報として重要な役割であると考え、研修等の情報の更新を随時行い、未入会者に向けて青税の魅力を伝える。

またfacebook等のSNSの有効な活用方法についても引き続き検討する。

広報誌については、従前と同様、定期的に発行し、その内容の充実に努める。

(4) 全国青年税理士連盟における活動

次年度全青税会長に連盟会員が就任する予定である。全面的に支援するため、理事会や全国大会、秋季シンポジウムへ積極的に参加するとともに、他の単位青税との交流を通じ知見を広げることで連盟活動に活かしていく。

(5) 近畿税理士会への対応

理事会を参観して会務運営を把握し、本会の役員さらには部員や委員として活躍する青税会員を通じて情報を収集し、動向を注視する。

また近税会執行部との懇談会を申し入れ、連盟の意見を述べるとともに積極的に意見交換を行う。

II 各部事業方針

1. 総務部 部長：藤原 功子（兵庫県）

代表幹事を補佐し、その方針に基づき、幹事会及び会務の円滑な運営を行う。また、各支部と連盟、全青税と連盟との情報の伝達及び相互の意思疎通を図るため以下の事業を行う。

(1) 総務

- ① 総会、幹事会その他各種会議の企画、準備設営を行う。
- ② 各部、各支部事業の円滑な運営のための調整を行う。
- ③ 近税会その他各種団体との連絡協議を行う。
- ④ 大阪支部総務部長の協力を得て、事務局の管理運営を行う。
- ⑤ 文書の発受信及び管理を行う。
- ⑥ 近税会へ認定研修の届出・報告を行う。

- ⑦ 全青税理事会での審議内容、全青税で取り組んでいる事項などの情報及び各単位青税における活動状況など有益な情報を収集し、連盟に伝える。
- ⑧ 連盟における活動状況や情報を全青税に伝えるとともに、全青税に対する連盟としての主張や意見を的確に伝達する。
- ⑨ 組織部と協力し、各支部の情報交換を促進する。
- ⑩ 会員に対する弔事連絡及び対応を行う。
- ⑪ 必要に応じて支部長会を開催する。
- ⑫ 本会役員に就いている青税会員との懇談会を開催する。
- ⑬ 連盟幹事等対象のグループウェア（E-DESK）において、その管理運営を行う。
- ⑭ CD-ROMによる会員名簿を作成する。
- ⑮ 電子による遠隔会議を開催し連盟活動への参加の入り口を広げる。
- ⑯ 各支部の公開勉強会をライブ配信することを検証する。

(2) 経理 担当：高垣 英紀（和歌山県）

- ① 令和元年度収支予算案及び収支計算書を作成する。
- ② 資金管理及び予算管理を適正に実施し、合理的運営を図る。

2. 制度部 部長：富川 和將（大阪）

3つの委員会を設置し、各委員会が行う事業を統括する。例会等の企画も行い、必要に応じて意見発信等を検討する。

(1) 税理士制度委員会 委員長：堤 博頭（京都）

税理士法改正その他の動向を注視し必要に応じて青税の意見を表明する。またあるべき税理士制度についての研究を行う。

(2) 税制対策委員会 委員長：濱田 誠二（兵庫県）

税制を調査研究し、税制改正に関する意見書として取り纏め、近税会に提出する。

(3) 秋季シンポジウム委員会 委員長：志村 真二（滋賀県）

全青税秋季シンポジウムのテーマ「これからの税理士制度～新時代に対応した税理士と税理士制度とは～」に沿って調査研究を行い、成果を発表する。

3. 組織部 部長：山田 暁久（大阪）

全青税行事及び各支部における連盟との繋ぎ役として、また支部間の関係強化と会員拡大に繋げるために以下の活動を行う。

- ① 秋季シンポジウム、全青税全国大会に向けての積極的な動員を図る。
- ② 近税会の証票伝達式の会場周辺にて、各支部の協力を得て連盟リーフレットや研修会の案内等を配布し、会員の勧誘活動を行う。

- ③ 税理士試験受験専門学校との連携強化を図り、会員拡大を推進する。
- ④ 各支部が行う研修等の情報収集や発信を通じて、連盟と各支部及び支部間の相互連携を図り、各支部及び連盟の組織発展及び充実を図る。

4. 広報部 部長：浅見 太郎（兵庫県）

連盟活動及び税理士業務に関する情報等を会員に対して広報し、会員外に対しては会員拡大に繋がる広報を行うため以下の事業を行う。

- ① 広報誌「近畿青税」を4回程度発行する。
- ② 連盟ホームページを積極的に利用して連盟活動を発信する。またfacebook等SNSの活用方法を検討し会員外に対して青税の周知に繋げる。

Ⅲ 令和元年度 一般会計 収支予算案

自 令和元年5月1日

至 令和2年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
I. 会 費	18,540,000	大 阪 支 部 18,000 × 217人= 3,906,000 京 都 支 部 18,000 × 377人= 6,786,000 兵 庫 県 支 部 18,000 × 200人= 3,600,000 和 歌 山 県 支 部 18,000 × 73人= 1,314,000 奈 良 県 支 部 18,000 × 41人= 738,000 滋 賀 県 支 部 18,000 × 122人= 2,196,000 計 18,000 × 1,030人= 18,540,000
II. 雑 収 入	540,000	大阪支部事務局使用料 480,000 大阪支部コピー使用料 30,000 その他 30,000
繰 越 剰 余 金	4,683,643	
合 計	23,763,643	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
I. 支 部 交 付 金	6,780,000	各支部交付金 6,000 × 1,030人= 6,180,000 定額交付金 100,000 × 6支部= 600,000
II. 事 業 活 動 費	9,700,000	
(1) 総 務 部 費	7,750,000	
① 事 務 局 運 営 費	1,450,000	
② 会 員 名 簿	300,000	
③ 総 会 費	1,000,000	
④ 通 信 費	200,000	
⑤ 消 耗 品 費	150,000	
⑥ 会 議 費	150,000	
⑦ 全 青 税 対 策 費	4,100,000	
⑧ 雑 費	400,000	
(2) 制 度 部 費	550,000	
(3) 組 織 部 費	500,000	
(4) 広 報 部 費	900,000	
III. 全 青 税 分 担 金	4,774,400	6,400 × 746 人= 4,774,400
IV. 予 備 費	2,509,243	
合 計	23,763,643	

注) 各事項の相互流用は、幹事会の承認により行うことができる。

令和元年度 事務局特別会計 収支予算案

自 令和元年5月1日

至 令和2年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
繰 越 剰 余 金	675,103	
合 計	675,103	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
事務局内装工事費	600,000	
予 備 費	75,103	
合 計	675,103	

令和元年度 税理士制度改善特別会計 収支予算案

自 令和元年5月1日

至 令和2年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
繰 越 剰 余 金	2,523,867	
合 計	2,523,867	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
予 備 費	2,523,867	
合 計	2,523,867	

令和元年6月1日

近畿青年税理士連盟

代表幹事 辻 田 学

第3号議案 全国青年税理士連盟副会長、理事及び 会計監事候補者選任の件

次の役員候補者を推薦する。

副会長 和田 泰裕

理事 可児 良昭 小西 伸幸 坂本 和穂 笹田 淳
宅野 善郎 田中 慎 富川 和將 本倉 淳子
森岡 崇 安田 浩二 山田 暁久
(以上大阪支部・11名)

東 紘太郎 伊島 悠 糸井 悠樹 伊庭 健裕
江田佳銘子 島津 有希 竹村 祥世 堤 博顕
土肥 豊 原 謙介 廣瀬 翼 山田 隆一
(以上京都支部・12名)

板倉 宏行 濱田 誠二 平田 亮 福田 典史
藤原 功子 前田 泰雅 政岡 和司 松藤 健一
毛利 進士
(以上兵庫県支部・9名)

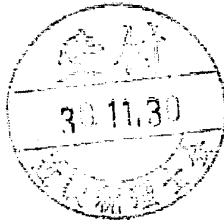
中 慎之介
(以上和歌山県支部・1名)

三瀬 義男
(以上奈良県支部・1名)

國松 慶太
(以上滋賀県支部・1名)

会計監事 谷川 洋平

資 料 編



平成30年11月30日

近畿税理士会
会長 浅田 恒博 様

近畿青年税理士連盟
代表幹事 和田 泰裕
大阪市中央区船越町1-1-11
大手前ハウス202号室



税制改正に関する意見書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は近畿青年税理士連盟の活動に対し、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては「平成32年度税制改正に関する意見書」の作成にあたり、広く会員より意見・要望の提出を求めています。

そこで当連盟は貴会の要請に応えるべく、当連盟において取り纏めた税制改正に関する意見書を提出することにしました。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、内容につきましては、以前取り上げられた項目につきましても、当連盟の要望として再度掲載しているものがあることをあらかじめお断りしておきます。

敬 具

税制改正に関する意見書

近畿青年税理士連盟
代表幹事 和田 泰裕

はじめに

税理士は税理士法第1条の理念に基づき、申告納税制度のもとで納税者の信頼にこたえ、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを通じて納税者の権利を擁護することをその使命としている。また、税理士法第49条の11において、税理士会は、租税等について権限のある官公署に建議できる権利が与えられている。これは税の専門家集団である税理士会には、税に関する法案の立案過程において意見を述べることで、専門家の立場から税制に関するチェック機能を果たすという国民の負託に応えていくことが求められているからである。

我々近畿青年税理士連盟は納税者の権利擁護、租税制度の発展等を目的として活動しており、その目的達成のためには申告納税制度の理念やその意義を広く国民に理解してもらうことが必要であり、そのために納税者権利憲章の制定が必要であると考える。またその目的から考えると、消費税率の引き上げを平成31年に控えているが、我々は引き続き消費税の複数税率、インボイス制度導入に反対の意を示すとともに、その他税制における問題点や課題について強く主張する必要がある。

そこで、我々近畿青年税理士連盟は、納税者の権利擁護、税制の公平性、中立性を念頭に置き更なる安定的な財源確保に資するため、従来からの主張と新規要望項目を加えた13項目に集約し、ここに意見表明する。

I 納税環境整備に関する事項

1. 納税者権利憲章を制定すべきである

納税者の権利とは、「納税者が主権者として扱われること」であり、現在の税務行政に欠ける「主権者である納税者」の目線というものを担保するため、納税者権利憲章を制定すべきである。

日本国憲法第30条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とだけ規定されており、納税者としての権利を明確に示すものが存在しないが、国民は法律の定めによらなければ納税の義務を負わないという権利を明らかに有しており、また民主主義国家において国民は主権者としての権利を有している。

申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税を行うものであり、納税者性善説に立った極めて民主的な制度である。申告納税制度の下にあっては、納税者の申告により第1次的に納税義務が確定し、納税者の申告がない場合又はその申告が正しくない場合には、税務署長がこれを是正して更正または決定により第2次的に納税義務が確定する。つまり申告納税制度は納税者の正しい税法の理解を前提としている制度であり、この制度において主権者である国民納税者は最も尊重されなければならない。

しかし、我が国の税に関する法律は基本的には徴収を行う側の立場が色濃く出ており、納税者の義務を中心に規定され、主権者である納税者の権利を保護するための規定に乏しく納税者の権利と義務がアンバランスな状態となっており、納税者権利憲章等を採用している諸外国において「税務行政においては、納税者サービスの徹底が基本である」と、あくまで納税者が主役とされている状況とは対照的である。

さらに、申告納税制度は自ら申告して税額を確定する意味を持つだけでなく、民主主義国家において主権者たる国民が自らの代表を選出し、その代表者によって決められたことに従っていくことまでも意味する。国民の基本的な人権を尊重し、納税者の権利利益を保護する形で納税者権利憲章として示すことこそが、納税者意識の向上と申告納税制度の更なる発展へとつながるものである。

納税者権利憲章の制定については、平成22年度及び23年度の税制改正大綱で言及がされたことを除き、現状では前向きな議論はされていない。税理士会においても平成23年度税制改正において納税者の権利が充足されたというような意見は存在するようであるが、このような意見は申告納税制度の理念を考えれば当然に誤りであり、今後の申告納税制度の発展を考えれば納税者の権利の明確化として納税者権利憲章の重要性は言うまでもなく、早急に制定されるべきものである。

また、納税者権利憲章は、納税者の権利をただ単に明確にするものではなく、税務

行政庁と納税者の信頼関係を築くために必要な約束事としての役目を担うため、税務行政庁が納税者を主権者として尊重し、そして納税者の権利利益を分かり易く示す内容になっていなければならない。

なお、納税者権利憲章には次のことを記載するよう要望する。

- 1.納税者は公正で公平、かつ丁重で配慮のある対応を受ける権利を有すること
- 2.任意調査において税理士の立会いを求める権利を有すること
- 3.事前通知の有無を問わず、任意調査において、日程変更を申し入れる権利を有すること
- 4.処分に対して異議あるときは不服申し立てができる権利を有すること
- 5.納税者は自己を対象とする調査情報について知る権利を有すること
- 6.税務行政庁は納税者の秘密を保持する義務があること

II 消費税に関する事項

1. 単一税率を維持すべきである

消費税は現在単一税率を採用しているため、所得の多寡にかかわらず同じ税率で消費税が課されることになり、逆進性の問題がある。消費税率の引き上げに伴い、逆進性対策として複数税率の導入が予定されているが、事業者の事務負担や費用負担の増加、適用範囲の合理的な設定、税込減等の問題が山積みとなっている。

特に以下の理由により単一税率を維持すべきである。

- ① 標準税率と複数税率の区分表示及び集計管理面等で、膨大な事務コストが生じ、逆進性対策の効用に対する社会コストという観点から問題である。
- ② 複数税率の適用にあたって、対象品目の線引きを行う際の客観的な判断基準が設定しづらく、経済に対する税の中立性で問題が生じる可能性があり、十分な議論がなされることなく定期購読契約が締結された一定の新聞について複数税率の対象に加えられたことなどの経緯からも、本来の逆進性対策目的とは外れた、特定業界への優遇措置となってしまう恐れがある。
- ③ 複数税率は、消費金額の多い富裕層に効果が大きく、逆進性対策をすべき低所得者層は、消費金額も少なくその効果が小さくなるため、そもそも複数税率の導入という消費税法の枠組みの中で逆進性の問題を解決できず、応能負担の原則からも外れている。
- ④ 日本が消費税導入時のモデルとしたEU付加価値税制度においても、複数税率の複雑な構造ゆえに制度疲労をおこし、EU内で制度見直し論が出ている。
- ⑤ 事業者の中に売上は複数税率、仕入は標準税率となり還付申告が恒常的となる者が発生する懸念がある。このことは事業者が簡易課税を選択することを困難とし、また資金繰りの影響で還付金を早期に受け取る必要性などから課税期間短縮を選択せざるを得なくなる等、事業者の事務負担の増加を招く恐れがある。
- ⑥ 課税実務の現場において、適用税率の判定が明確でないものもあり税率適用の判断が困難であるため、適用税率に関する訴訟等が頻発する恐れがある。
- ⑦ 間接税である消費税のなかで、複数税率を導入することにより痛税感を解決する事自体が誤った考え方であり、本来の消費税導入目的である「社会保障の充実」を享受できるように税制及び社会保障全体で検討すべきである。
- ⑧ 複数税率導入により減少した税収を補うために、今後更に標準税率を引き上げなければならぬ可能性があること、及び、標準税率と複数税率の仕組みを一度作ると、今後単一税率に戻ることは困難であり、対象範囲の拡大等によりさらに制度の複雑化を招く恐れがある。

2. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)を導入すべきでない

消費税の複数税率の導入に伴い採用される適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)は、以下の理由により導入すべきでない。

- ① 適格請求書等保存方式のもとでは、仕入税額控除を行う際に、税率や税額等が記載された「適格請求書等」を集計して計算するため、原則として納税する事業者は適格請求書等が無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。上述の通り、現行の帳簿方式に比して、適格請求書等を集計するといった新たな業務が必要となり、事業者の事務負担を一層増大させる。
- ② 付加価値税たる消費税は最終消費者が負担すべきであり、最終消費の前段階における税の累積は排除すべきことは当然であるが、税の累積排除機能である仕入税額控除について適格請求書等が無いという理由で認めないこととなると、当該事業者がその消費税相当額を負担することとなり、消費税の本質からみて妥当ではない。
- ③ 適格請求書等は課税事業者のみが発行できるものであり、免税事業者は発行できない。現行の事業者免税点制度が維持されるとすると、免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置として平成 38 年 9 月 30 日まで 80%、平成 41 年 9 月 30 日まで 50%の仕入税額控除を認めるとされているが、経過措置の適用期間が終了すれば、免税事業者が取引から排除され、あるいは消費税相当額の支払いを拒否される可能性がある。
- ④ 小規模事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮等の理由により免税が認められている事業者が、抜本的な見直しを行わないままこの制度を導入することにより、適格請求書等保存方式を導入するために課税事業者とならざるを得ないとなれば、事業者免税点制度の立法趣旨からも妥当ではない。
- ⑤ 現行法における免税事業者が存在する以上は、免税事業者が取引から排除されないように保護する必要がある。
- ⑥ インボイス制度を採用している諸外国では、インボイスの偽造が多数報告されており、偽造が容易なインボイス制度を採用することは望ましくない。

3. 簡易課税制度を見直すべきである

簡易課税制度を次のように見直すべきである。

- ① みなし仕入率を大幅に引き下げる。
- ② 事業区分の統合などにより区分数を減らす。

簡易課税制度は、消費税の導入時に小規模事業者の納税事務負担軽減のための措置として導入された制度であるが、本則課税の場合と比べ控除税額が大きくなり税負担が軽くなるという問題点が指摘されている。消費税は、消費者が税を負担するものであり、事業者には消費税に係る利益や負担が発生しないのが本来のあり方であることを考えると、みなし仕入率の引き下げを行い、課税方式による納税額の差額の発生を抑えるべきである。

また、事務負担軽減という簡易課税制度導入の趣旨から考えると、現行の6つの事業区分については、統合などにより区分数を減らして制度の簡素化を図るべきである。

Ⅲ 法人税に関する事項

1. 租税特別措置法は、その内容をその適用状況に応じて、毎年公平に再検討したうえで、継続・廃止・見直しを判断し、その検討経過及び結果を速やかに公表すべきである

租税特別措置法の中には特定の政策実現という目的のため、税収を減らす措置が存在する。

特定の政策、特定の業種に対する優遇措置について国民の理解が得られるか、その政策実現のために税制を用いることが最適であるか、常に十分な検討を必要としている。

政府は国際競争力を強化するため法人税の実効税率を引き下げているが、特定企業を優遇する不公平な税制が残るのであれば、相対的に特定企業以外の企業は不利になってしまう。

更に、中小企業優遇政策もその適用条件があまりにも複雑かつ煩雑で適用可能な中小企業であってもその手続きの難解さ、現実との乖離に実質適用ができない政策では本末転倒である。

したがって、税本来の役割を阻害する政策税制についてはその租税特別措置法の立法趣旨、得られる効果、税収減による予算への影響などを勘案して成立させることは当然であるが、措置法の期限到来の都度立法過程と同じ検討を行い想定した効果が得られないものは即時廃止を含めた検討を行うべきである。

成立からの経過年数が長く恒久的措置と認められるものは本法への移行を検討すべきである。

また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 5 条第 1 項により、財務大臣は租税特別措置ごとの適用者数、適用総額、高額適用額等を記載した報告書を作成し、内閣は報告書を国会に提出しなければならないとされており、平成 23 年度より毎年「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書」が財務省より国会に提出されている。この報告書は統計資料としての意義はあるが、その資料がどのように活用されているのか、意味のある統計資料となっているのかは不透明なままである。単に統計値を公表するのみでなく、租税特別措置法の継続についての検討結果も併せて国会に提出し、国民へ公表すべきである。

2. 役員給与の「原則損金不算入制度」を改めるべきである

現行の役員給与税制の問題点は、法人税法第 34 条第 1 項で損金不算入となるものを列挙して法人税法第 22 条第 4 項の別段の定めとしているのではなく、損金算入分(定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与)だけを限定列挙して、その他は損金不算入としていることである。これではあらかじめ法が想定している以外の方法で支給したものはすべて損金不算入となってしまう。正当な役員給与までが支給形態を満たさないがために損金に算入されないこととなる現行の法人税法第 34 条第 1 項は廃止して原則損金算入に改めるべきである。

また、過大役員給与について定めた法人税法第 34 条第 2 項については、中小企業にとって類似法人の役員給与の額は容易に知り得ない情報であり、そもそも適正額を算式で計算すること自体が困難である。すでに所得税法において給与所得控除額に上限が設けられており、単に不相当に高額か否かのみで損金算入の可否を判定する実益は乏しいため、不当な税負担の減少がある場合に限定するよう課税要件を追加すべきである。

IV 所得税に関する事項

1. 年末調整制度を段階的に廃止すべきである

以下の理由により、年末調整制度は段階的に廃止すべきである。

- ① 多くの給与所得者が年末調整制度により自ら手を煩わせることなく年税額が確定し納税が完結することから、租税制度・国家財政についての関心が無くなり、民主主義の基本的要件である「国民の参加意識」の希薄化の傾向が顕著になっている。
- ② そもそも戦後の混乱期の臨時的かつ例外的な措置として導入された制度であり、戦後70年以上を経た現在もこの制度を維持し続ける合理的な理由は見当たらない。国民に広く浸透している制度が改められることは往々にしてあり、継続する理由にはならない。
- ③ 雇用主(源泉徴収義務者)は通常の源泉徴収事務に加えての事務負担を強いられ、その負担はもはや憲法の要請する公共の福祉の域を超えている。
- ④ 個人のプライバシーに関わる情報(家族構成・婚姻歴・住宅ローン残高など)を雇用主に知られることとなり、その精神的負担は非常に大きく、個人情報保護の観点からも大きな問題を包含している。

上記のような理由から年末調整制度は即刻廃止すべきであるが、その場合は大きな混乱が予想される。よって、まず「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を義務ではなく、任意にするなど確定申告と年末調整との選択制の経過措置を挟んで、段階的に廃止していくことが現実的で望ましい。

2. 金融所得に対する課税方法を原則通り総合課税とすべきである

所得税はそもそも担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としている。その例外である分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が軽減され、逆に税負担が本来よりも加重となる場合があり、総じて高額所得者に有利に作用することとなる。これは、租税法の基本原則である公平性の原則に反している。

特に最高税率(45%)で課税されている高額所得者は、いわゆる金融所得について現行15%という税率で課税されることとなり、高額所得者にとって非常に有利な課税方法となっている。結果として、公平性の原則を犠牲にし、継続的に適用されるべき所得税法の理念を歪ませ、不公平な税制となっている。したがって、いわゆる金融所得に対する課税方法については、分離課税ではなく、総合課税にすべきである。

V 相続税・贈与税に関する事項

1. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すべきである

法定相続分課税方式は、遺産をどのように分割しても相続税の総額が変わらず、税務執行が容易であるという長所が存在するが、一方で下記3つの欠点が存在する。

- ① 同じ金額の財産を取得した場合であっても、遺産総額や法定相続人の人数により相続税額が異なり、水平的公平が保たれない。
- ② 共同相続人の申告漏れ等が他の共同相続人・受遺者の税額に影響を及ぼす。
- ③ 小規模宅地等の特例等の各種特例の効果が他の相続人及び受遺者にも影響を及ぼす。

上記3つの欠点は、遺産取得課税方式に変更すると、課税標準が相続人又は受遺者が実際に相続した又は遺贈を受けた金額を基礎として算定されるため解消される。

なお、遺産取得課税方式は仮装分割による租税回避や、税務執行上の困難を伴うという欠点が指摘されてきたが、昨今の相続財産の分割においては遺産分割協議書や遺言書が必要であり、仮装分割による租税回避の可能性は法定相続分課税方式と変わらず、税務執行面においても問題は少ないものと思われる。

さらに、いわゆる世代飛ばし相続のような租税回避行為については、被相続人との親疎に応じて税率を柔軟に設定することによって対応可能である。

このように遺産取得課税方式の欠点は解消可能なのに対し、現行の法定相続分課税方式の欠点の解消は不可能であるため、遺産取得課税方式に変更すべきである。

2. 連帯納付義務を廃止すべきである

申告納税制度に基づき納税義務者である相続人が自らの租税債務を確定し、納税義務を負うのであるから、同一の被相続人から相続により財産を取得したとしても、他の者の相続税額につき連帯して納付義務を負わせることは、申告納税制度下において矛盾する。単に徴収の確保のみを図り、納税者の権利義務を侵害するこのような制度は廃止すべきである。

また、現状において連帯納付の通知・滞納発生の通知について、通知する規定はあるが通知について期限がなく、長期間経て連帯納付義務者へ通知されることは、税の徴収における特別の責任を課すにもかかわらず、連帯納付義務者の予測可能性が確保されておらず、例外的に特別の責任を課すのであれば、連帯納付義務者の理解を得るためにも納税義務者への督促と併せて通知すべきである。

VI その他事項

1. 財産債務調書提出制度を廃止すべきである

財産債務調書提出制度は、平成 27 年度改正により従来の財産債務明細書が見直されて導入された制度である。この調書は提出が義務付けられた法定調書であり、提出の有無で申告漏れがあった場合等に課される加算税の加重減算措置という罰則、あるいはインセンティブとも考えられる規定が設けられている。

従来の制度とは異なりこの調書には質問検査権が認められており、さらに国税通則法で定められたものではないことから、法律上は事前通知が不要であるため、納税者にとって不測の損害を与えかねない。

また記載事項が詳細に規定されており、さらに記載する財産の価額は、一般の納税者にとって算定が困難であるその年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとされている。価額算定のために、専門家に依頼する必要がある場合も十分想定され、結果として不要な支出を納税者に強いる結果に繋がりがねない。

前述の加重減算措置も含め、納税者に不要な緊張感と過度の事務負担を強いる現状となっており、これらは申告納税制度の下で健全な納税者の育成を阻むものである。よって財産債務調書提出制度は廃止すべきである。

2. 償却資産税を廃止すべきである

償却資産税の立法趣旨は「資産価値に対する課税」とであると言われるが、償却資産に対する課税は国際的には稀な制度である。償却資産の所有そのものに担税力はなく、償却資産の利用によって生み出される所得に担税力があるのであって、償却資産税の課税によってむしろ企業の設備投資意欲は阻害され、これにより企業の国際的競争力も減衰されている。設備投資を促進することで企業の収益力を高め、また国際的競争力を強化することで、企業の所得を増大させ、(個人・法人)所得税により課税するのが、本来の税のあるべき姿であると考えられる。

また、現行の制度及び課税当局の体制の下では、適正な制度の執行が担保されておらず、課税客体の捕捉が完全に行われているとは言い難い。従って、申告義務があるにもかかわらず無申告である事業者や課税対象となる資産を申告から除外する事業者もあるといわれており、納税者間の公平が損なわれていると考えられる。

よって償却資産税を廃止すべきである。

3. 印紙税を廃止すべきである

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後にあるその取引によりもたらされる互いの利益享受に担税力を見出して、その取引に際して作成される契約書や領収書等に対して課税しようとするものである。しかし文書に担税力などなく、経済取引については消費税等が課されており、印紙税は経済取引に対する二重課税であると考えられる。

また、印紙税法は申告という行為は一切必要とせず、納税者自らが課否を判断して税額の算定等を自主的に行い、所定の印紙税を納付するという「自主納付」の制度を採用しているが、印紙税法が課税文書・非課税文書を明確に区分する理論的根拠を有しないことにより、納税者が自身で印紙税の課税・非課税の判断を行うのに苦慮するケースが多い。

さらに近年は電子商取引の増加やペーパーレス化が進展する中であって、印紙税の課税対象は紙媒体による文書のみであり、電子化対応に遅れる中小企業にあっては依然として大きな負担となっており、取引形態によって不公平が生じるのは不合理である。

よって、印紙税は課税の根拠が不合理・不明確であるため、廃止すべきである。

近税 30 第 170 号
(調 研 第 8 号)
平成 30 年 11 月 30 日

近畿青年税理士連盟
代表幹事 和田 泰裕 殿

近 畿 税 理 士 会
会 長 浅 田 恒 博
担当副会長 北 村 善 和
調査研究部長 藤 本 幸 三
(公 印 省 略)

税制改正に関するご意見等へのお礼

謹 啓

深秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは、税制改正に関する貴重なご意見をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。確かに受理いたしましたので、写しをお送りいたします。

お寄せいただきましたご意見につきましては、今後の「税制改正に関する意見書」の作成・検討にあたり、参考にさせていただきます。

本会におきましては、税務に関する専門家の立場から、適正な税制の構築に向けて、より実効性のある提言を行っていきたいと考えていますので、今後とも本会会務に倍旧のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

先ずは、寸楮をもってお礼申し上げます。

謹 白



平成31年4月17日

近畿税理士会

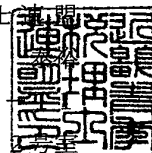
会 長 浅田 恒博 様

近畿青年税理士連盟

代表幹事 和田

大阪市中央区船越町1-1

大手前ハウス20



次期税理士法改正に向けての意見書

I はじめに

我々近畿青年税理士連盟は、近畿二府四県の約1,000名の税理士が所属する任意団体であり、会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることを目的として活動を行っております。また、申告納税制度の更なる発展に寄与するため、日々研鑽と努力を重ね、税理士の社会公共的使命を完遂するべく邁進しております。

さて、平成26年税理士法改正から5年が経過し、税理士制度の創設から今日までの間、時代の変化に適応した種々の法改正及び制度改革が行われてきておりますが、近年では、AI・ICT技術等の進展が盛んに取り沙汰されており、「税務行政の将来像～スマート化を目指して～(平成29年6月:国税庁)」の公表や納税環境の変化等も相まって、我々税理士を取り巻く環境の変化に対しては、制度改革など柔軟かつ迅速に対応していくことが求められております。また、税理士試験の受験者数は毎年逡減しており、特に若年層の減少幅は著しいものがあります。これらを受けて、日本税理士会連合会における会長諮問「次期税理士法改正に向けた検討～近未来につなげていける税理士制度を考える～」に基づき、次世代を担う若年層にとってさらに魅力ある制度として将来にわたり維持・発展を図るとの観点から、税務行政の将来像及び納税環境の変化等を加味し、「税理士業界の未来予想図」を想定し、現在から近未来につなげていける税理士制度を検討(一部抜粋)するよう、貴会においても次期税理士法改正に向けた議論が活発に行われているものと推察致します。

我々近畿青年税理士連盟もこうした現状を踏まえ、時代の変化に適応した税理士制度のあり方についての議論を重ね、入念かつ慎重に検討を行いました。

ここにその検討の結果を表明し、貴会における次期税理士法改正に向けた議論に資するべく、意見書を提出致します。

II 意見の内容

【1】税理士の使命の見直し

【意見】 税理士の使命の見直し

時代の変化に適応した税理士の使命のあり方について、税理士法第1条に「納税者の権利を擁護する」ことが税理士の使命である旨を明記することも含めて見直すことを検討すべきである。

【理由】

税理士法第1条は、昭和55年の税理士法改正において、税理士の職責を使命へと改正し、税理士としての基本的姿勢を示すものとして現在にまで至っている。この間、急速な経済、社会情勢等の変化も著しく、それに伴い税制は高度かつ複雑化の一途を辿っているが、先の補佐人制度の創設や近年の行政不服審査法や国税通則法の改正等にみられるように、国民・納税者の権利利益を保護する方向での制度改正が相次いで行われている。

税理士制度が国民・納税者のための制度である以上、真に国民のための税理士制度すなわち、国民・納税者の権利利益の保護を図ることは、税理士に課せられる極めて重要な社会公共的使命であるから、税理士法第1条は国民・納税者の視点からみて、その権利利益を保護することが税理士の使命であるとする基本的立場が明瞭に示されていなければならない。国民・納税者は主権者として扱われる権利を有しており、税理士は納税者の代理人として日本国憲法に定められた納税義務の適正な実現を図るとともに、納税者の租税に関する正当な権利を擁護する使命を負うものである。

租税法律主義に基づく納税義務の適正な実現をもって納税者の権利を擁護できるとする見解があるが、本来の意味において納税者の有する権利は、「主権者として扱われること」にあり、納税者は日本国憲法第11条（基本的人権）及び第13条（個人の尊重と公共の福祉）に保障される権利を有するのであるから、租税法律上の適正な租税負担のみに留まらず、その権利の範囲を広義なものと捉えなければならない。

従って、税理士の基本的立場を曖昧にしている現行の税理士法第1条については、主権の存する納税者の代理人であるとする立場を明瞭に示すよう、「納税者の権利を擁護する」ことが税理士の使命である旨を明記することも含めて見直すことを検討し、次のとおり改めるべきである。

税理士法第1条（税理士の使命）

税理士は、納税者の権利を擁護し、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

- 2 税理士は、前項の使命に基づき、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念にそつて、納税者の信頼にこたえるとともに、租税に関する制度の改善に努力しなければならない。

【2】 税理士の資格取得のあり方

【意見】 税理士の資格取得の基本的なあり方

税理士資格は原則として税理士試験合格者のみに付与すべきである。

【理由】

税理士法第6条は税理士試験の目的を「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する」旨規定しているが、当該試験の目的中に税理士としての「資質の検証」を行うことを追加した上で、税理士資格は原則として税理士法に定める厳正かつ公平な税理士試験に合格した者のみに付与すべきである。

国民・納税者からの社会的要請に応え得る職業専門家としての資質や適性を担保する国家資格については、当該資格に係る公の試験（国家試験等）の合格を要件として付与することが基本的かつ一般的であるから、その例外として当該試験の全部又は一部を免除する措置は必要以上に設けるべきではない。

一定の修士学位取得者に対する税理士試験の一部科目免除は、当該学位取得者の有するその専門的な学術性に鑑みその合理性は認めるものの、当該学位取得に係る研究の内容と免除科目との間に同質性・関連性があると認められる科目に限定するなど慎重に免除科目を抽出し、精査すべきである。また、現行では試験合格者は税法に属する科目のうち法人税法又は所得税法のいずれかが選択必須科目となっていることとの均衡を図るため、一定の修士学位取得者については税法に属する科目のうち法人税法又は所得税法のいずれかの科目を含む税法に属する科目の2科目の試験合格を要件とすべきである。

また、税務官公署等行政実務経験者（いわゆる国税OB等）に対する税理士試験の全部又は一部の科目免除については、試験合格者との均衡を図る観点からも当該免除制度のあり方について、その合理性を検証し見直しを図るべきである。

さらに、弁護士及び公認会計士に対する税理士資格の取得のあり方については、各々が果たすべき職業専門家としての使命は異なるのであるから、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかに並びに税理士としての資質の検証を行うことなく、税理士資格が付与されることは適当でないため、税理士資格の取得のあり方について、その合理性を検証し見直しを図るべきである。

【意見】 国税OB等の資格取得のあり方

税務官公署等行政実務経験者（いわゆる国税OB等）に対する税理士試験の科目免除制度を見直し、会計学に属する科目の全部及び税法に属する科目の1科目の試験合格を要件とすべきである。

なお、当該見直しにより指定研修制度を廃止すべきである。

【理由】

税務官公署等行政実務経験者（いわゆる国税OB等）については、その職務経歴等に応じた税法に属する科目の全部又は一部の免除制度及び国税審議会の指定した研修を修了したことによる会計学に属する科目の免除制度がそれぞれ存置されている。

税理士としての資質の検証を図る観点からは、税務行政実務経験のみをもって当該資質の検証を図ること自体が問題であることに加えて、国税審議会の指定した研修についても修了者の割合が極めて高水準であること等の実態に照らしても、税理士試験を経ることなく実質無試験による資格取得が可能である現行制度は大いに問題があると言わざるを得ない。上記のとおり、税理士の資格取得は税理士試験合格者のみに付与すべきとする基本的考え方によれば、試験合格者との均衡を図る観点からも著しくその合理性を欠いている。

従って、当該科目免除制度を見直し、会計学に属する科目の全部及び税法に属する科目の1科目の試験合格を要件とすべきである。なお、当該見直しに併せて指定研修制度を廃止すべきである。

【意見】 弁護士の資格取得のあり方

弁護士に対する税理士資格の無条件自動付与は廃止すべきである。

税理士法第3条第1項第三号の削除及び弁護士法第3条第1項「一般の法律事務」の範囲から税理士の事務を除外した上で、弁護士法第3条第2項中「及び税理士」を削除すべきである。

なお当該削除と併せて、税理士法第51条（税理士業務を行う弁護士等）も当然に削除すべきである。

【理由】

弁護士法第1条第1項は弁護士の使命について「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」旨規定しており、弁護士が税理士と異なる使命を有することは明らかであるから、各々の職業専門家の資格取得のあり方及びその資質の検証方法は当然に異なるべきである。

但し、弁護士法第3条は、弁護士の職務について第1項で「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする」、第2項で「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる」旨規定しており、当該規定を解釈する上において税理士の事務は、弁護士法第3条第1項にいう「一般の法律事務」に該当するものとされ、第2項は弁護士の職務の中に税理士の事務が含まれていることを注意的に規定したものであると解されている。そのため現行の弁護士法第3条第2項を存置したまま、税理士法第3条第1項第三号を削除することはできない。

昭和26年の税理士法制定当時における税理士法第3条「税理士の資格」の順序は、①弁護士、②公認会計士、③税理士試験に合格した者、④税理士試験を免除された者と規定されていたが、当該規定はあくまでも資格者の数を一定程度確保する必要があるとの立法政策的な理由によるものであって、昭和55年の税理士法改正により、税理士の資格取得のあり方として、税理士試験に合格した者に付与すべきとする基本的考え方に基づき、第一号に税理士試験に合格した者が規定されることとなった。現在の税理士数が必要な水準程度に確保されている状況に鑑みれば、税理士法制定当時の意義は既に十分に果たされている。

また、高度かつ複雑化した近年の社会、経済環境下において国民・納税者の信頼と期待に応え得る税務の専門家たる税理士に求められる専門性を確保する観点からは、その能力担保措置について厳格である必要があることから、弁護士に対して無条件に税理士資格を付与する現行制度は国民・納税者の権利擁護及び職業専門家を選定する際の安全性の確保の観点から著しくその合理性を欠いており、税理士の事務について、これを弁護士法第3条第1項にいう「一般の法律事務」に該当するものとする解釈は適当ではない。

従って、税理士法第3条第1項第三号を削除することと併せて、弁護士法第3条第1項「一般の法律事務」の範囲から、税理士の事務を除外した上で、弁護士法第3条第2項中「及び税理士」を削除すべきである。

なお当該削除と併せて、税理士法第51条（税理士業務を行う弁護士等）も当然に削除すべきである。

【意見】 公認会計士の資格取得のあり方

公認会計士に対する税理士資格の取得については、会計学に属する科目の免除に留め、税法に属する科目については、試験合格を要件とすべきである。

平成26年税理士法改正による税理士資格の自動付与見直しに係る指定研修のあり方については、引き続きその動向を注視し、情報開示を積極的に求めていくとともに、更なる見直しに向けた意見を継続して述べるべきである。

【理由】

公認会計士法第1条は、公認会計士の使命について「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」旨規定しており、公認会計士が税理士とは異なる使命を担うことは明らかであるから、各々の資格取得のあり方及びその資質の検証方法は当然に異なるべきである。

また、公認会計士法第5条に定める公認会計士試験の目的についても、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するためとされており、あくまでも公認会計士としての業務を行うために必要な資質の検証であって、税理士となるのに必要な資質の検証を行うものでないことは明らかであるから、公認会計士を税理士となる資格を有する者に加える法理論的根拠は存在しない。

従って税理士法第3条第1項第四号、第2項及び第3項を削除し、監査及び会計の専門家である公認会計士については、税理士試験のうち会計学に属する科目を免除することについては合理性が認められるが、税法に属する科目を免除することについてはその合理性が認められないことから、税理士法第8条（試験科目の一部の免除等）により措置することとし、会計学に属する科目の免除に留め、税法に属する科目については、試験合格を要件とすべきである。

また、平成26年税理士法改正により新たに税理士法第3条第3項が新設され、公認会計士による税理士資格の取得には、国税審議会が指定する研修の修了が課せられることとなった。

しかし、現行の公認会計士法第16条第1項や実務補習規程第1条にあるとおり、公認会計士の実務補習の目的には「税理士となるのに必要な学識等の習得」が含まれず、あくまでも実務補習が公認会計士となるのに必要な能力を養成するためのものであることから、平成28年6月の国税審議会税理士分科会において決定された研修指定の方向性が税理士会の思惑と乖離していることは明白であり、税理士制度の信頼性向上に資するために行われた税理士資格の自動資格付与廃止という法改正の趣旨からも逸脱したものであると言わざるを得ない。

平成29年4月より当該制度の実質的運用が開始されているが、税理士制度の信頼性の確保のためにも、国税審議会の指定による税法に関する研修について、税法関係の実務補習考査の内容及び質等が、税理士法第3条第3項及び同法施行規則第1条の3に定める学識と同程度のもを習得できるものであるか否かを検証しつつ、当該運用が適正かつ公平に実施されているか否かの推移を見守り、公認会計士に対する税理士資格の取得のあり方について更なる見直しに向けた意見を継続して述べるべきである。

【3】 税理士試験制度の見直し

【意見】 受験資格要件のあり方

税理士法第5条第1項各号に定める受験資格要件について、学識及び資格の内容、職歴の内容や期間等の合理性を検証し、適当な受験資格要件のあり方を検討すべきである。

但し、近年の税理士試験の受験者数減少への解決策としての受験資格要件の緩和については、当該受験者数の減少の背景、理由等を十分に検証しないまま、安易な受験資格要件の緩和を行うべきではない。

【理由】

資格制度については、その取得において機会が公平なものとされていなければならないが、受験資格要件を必要以上に厳格にすべきでないが、税理士となるべき資格者として一定水準以上の資質を担保するためには、学歴や職歴等に基づく受験資格要件を課すことに一定の合理性は認められる。

平成26年税理士法改正により一定の事務又は業務に一定期間従事したことにより認められる受験資格要件について、その従事期間を2年以上（従前：3年以上）とする要件の緩和が図られたところであるが、申告納税制度の維持、発展及び税理士制度の適正な水準の確保の観点から、次世代の税理士制度を担う有能な人材をより広く募るため、現行の税理士法第5条第1項各号に定める受験資格要件について、学識及び資格の内容、職歴の内容や期間等の合理性を検証し、柔軟な見直しも含めた適当な受験資格要件のあり方を検討すべきである。

近年、少子化や経済環境の著しい変化等により、税理士試験の受験者数が毎年遞減しており、特に若年層の減少幅は著しいのが現状であり、これを解決する施策として受験資格要件を緩和する意見があるが、当該受験者数の減少の背景、理由等を十分に検証しないまま、安易な受験資格要件の緩和を行うべきではない。

【意見】 試験内容等のあり方

試験科目については、その内容を精査し、追加・廃止を含めて見直すことを検討すべきである。

また、採点及び配点の基準を公表することとし、情報開示による試験制度の透明性の確保を図るべきである。

【理由】

現行の税理士試験制度は、昭和26年の税理士法制定当時から基本的な形式としては変わっておらず、過度に暗記力及び計算力に偏った試験内容から、真に税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかの判定並びに資質の検証を行うために、税理士実務に必要な应用能力を問う試験内容へと移行すべきである。

そこで、公認会計士法第8条第4項に倣い、税理士法第6条に新たに第2項を設け、「税理士試験においては、その受験者が税理士となろうとする者に必要な学識及び应用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない」旨を規定すべきである。

上記を踏まえ、税理士業務に必要かつ密接にかかわる分野についても試験範囲とすることも含めて、現行の試験科目については、その内容を精査し、追加・廃止を含めて見直すことを検討すべきである。但し、単に受験者の利便性に資するための見直しであるべきではない。

なお、現行の科目合格制度は維持すべきである。

さらに、税理士試験は他士業の国家試験に比して、採点及び配点の基準が不明確であり、可否を含め受験者に対しての情報公開が十分であるとは言えない。このような情報の非開示性も受験者数減少の一因と考えられることから、試験実施後に採点及び配点の基準を公表することとし、情報開示による試験制度の透明性の確保を図るべきである。

【4】通知弁護士制度の見直し

【意見】 通知弁護士制度の見直し

税理士法第51条（税理士業務を行う弁護士等）の解釈の明確化を図るとともに、反復継続して税理士業務を行う場合には、税理士登録が必要である旨を明文化すべきである。

【理由】

先般、通知弁護士については、その氏名、所属弁護士会、弁護士登録番号及び通知をした国税局に関する情報について、国税庁ホームページにおいて公表されることとなったが、税理士法第51条の「随時、税理士業務を行うことができる」旨の文理解釈が曖昧であるが故に、通知後に税理士業務に従事する期間の定めがないこと、事案への関与形態が不明確であること等の問題が生じていることから、当該規定の解釈の明確化を図るべきである。

また現行は、通知弁護士は税理士登録を要しないことから、税理士会の監督下にならないため、日本税理士会連合会並びに税理士会が行う会員への指導、連絡及び監督が及ばず、税理士会員に課せられた研修受講の義務等もない。従って、納税者に不利益を与えることがないように、反復継続して税理士業務を行う場合には、税理士登録が必要である旨を明文化すべきである。

【5】事務所の設置義務等の見直し

【意見】 事務所の設置義務等の見直し

I C T技術の著しい進展等に伴うテレワークの増加などの時代の変化に適応した事務所の設置義務及び事務所の定義の見直しを早急に図るべきである。

但し、見直しにあたっては税理士及び使用人各々の立場によりテレワークを認める範囲を厳格に区分するなど所要の措置を講じた上で、その見直しに係る影響を十分に考慮し慎重に検討すべきである。

【理由】

税理士は税理士法第40条第1項により、税理士業務を行うための事務所を設けなければならないこととされており、また同第4項により、税理士事務所を二以上設けることが禁止されている。これは、税理士の業務活動の本拠を一カ所に限定すること

が法律関係を明確にする上で便宜であること、個人の監督能力を超えて業務範囲を拡大することを事務所の数の面から規制し、いわゆるニセ税理士行為を排除することを目的として規定されているものである。

近年、ICT技術の著しい進展等により、在宅勤務やモバイルワーク等のいわゆるテレワークにより税理士業務を機動的に行うことができるようになってきており、当該テレワークについては、現行の「事務所とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。」（税基通40-1）の規定により、税理士事務所には該当しないものと考えられる。

しかし今後、働き方改革等が進むことに伴ってこのような税理士業務の形態が増加することが容易に想定されることから、通達の規定も含めた事務所の設置義務のあり方を検討し、事務所の定義の明確化も併せて時代の変化に適応した見直しを早急に図るべきである。

但し、テレワークについては、税理士法第38条（秘密を守る義務）、第41条の2（使用人等に対する監督義務）、第52条（税理士業務の制限）及び第54条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）との関連性から問題点を指摘する意見もあることから、見直しにあたっては税理士及び使用人各々の立場によりテレワークを認める範囲を厳格に区分するなど所要の措置を講じた上で、その見直しに係る影響を十分に考慮し慎重に検討すべきである。

【6】その他の意見項目

【意見】 補佐人制度の見直し

税理士法第2条の2第1項における出廷陳述権に加えて尋問権を付与すべきである。

【理由】

税理士法第2条の2第1項において「税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる」とされているため、税理士が単独で補佐人となることができず、また出廷陳述権のみが認められていることから、尋問権がないとされている。

訴訟実務では裁判長の許可を得て尋問が行われているのが現状であり、訴訟実務の実態に照らし、税理士法第2条の2第1項中「陳述をすることができる」を「陳述及び尋問をすることができる」と改め、出廷陳述権に加えて尋問権を付与すべきである。

【意見】 税務代理の権限の明示についての見直し

税務代理権限証書について、その提出時期を明文化し、委嘱関係の始期及び終期の明確化を図るべきである。

【理由】

税理士は税理士法第30条により、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出することが義務付けられているが、現状では納税者との委嘱契約の締結時と実際の税務代理の時期が必ずしも一致しないことに起因して、納税者、税理士及び税務官公署等において委嘱の事実が適切に把握されていない事態が散見され、納税者の利便性及び権利利益の保護の観点から問題であるため、税務代理権限証書についてはその提出時期を明文化し、委嘱関係の始期及び終期の明確化を図るべきである。

Ⅲ おわりに

以上のとおり、我々近畿青年税理士連盟は現行の税理士制度の課題及び時代の変化に適応した税理士制度のあり方についての議論を重ね、本意見書を取りまとめるに至りました。

近年の急速な時代の変化に適応するためには、税理士制度について不断の見直しを行うことが必要であることは言うまでもありません。

次期税理士法改正に向けた議論が活発に行われている現状において、我々が希求する納税者の権利擁護の視点からの、申告納税制度の理念にそった真に国民のための税理士制度の実現に向けた税理士法改正が行われることを切に願い、今後も研鑽を重ね、税理士、また次世代を担う人材として税理士を志す者にとっても、税理士制度が魅力ある制度として存続し続けられるよう、あらゆる提言等を行っていく所存です。



新年互礼会&合格者祝賀会 2019

近畿青年税理士連盟

ごあいさつ

謹啓

新合格者の皆様、この度は合格おめでとうございます。辛い受験生活からようやく抜け出し、今まさに人生で最高に輝いている時だと思います。とはいうものの、税理士人生はまだ始まったばかりで、これから沢山のことを覚え、身につけていかなければなりません。一人だと容易ではありませんが、信頼できる仲間と一緒に何倍ものパワーを発揮して必ず立派な税理士へと成長すること間違いありません。そんな信頼できる仲間が沢山いる近畿青年税理士連盟にどうぞお越しください。

近畿青年税理士連盟では下記の通り、近畿二府四県の各支部にて新年互礼会&合格者祝賀会を開催致します。お近くの会場に皆様お誘い合わせのうえ、ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

謹白

近畿青年税理士連盟 大阪支部

【開催日】 平成31年1月26日(土)

【開催場所】 ホテルモントレ ラ・スール大阪 大阪市中央区城見2-2-22 TEL:06-6944-7111

【参加費】 無料(ご招待)

第1部 オリエンテーション 13:15～13:45 (受付13:00～)「2階 彩華」

第2部 講演会 14:00～17:00 「2階 彩華」

講師:税理士 植田卓先生 テーマ:「平成31年税制改正の動向～税制改正の動向をしっかりと掴む～」

第3部 合格者祝賀会 17:30～19:30 「1階 アルカサル」

【お申し込み】 笹田 淳 TEL:090-2813-8832 FAX:06-4300-3242 mail:sasada@abelia.ocn.ne.jp

会場手配の都合上、平成31年1月19日(土)までに参加の申し込みをお願い致します

近畿青年税理士連盟 京都支部

【開催日】 平成31年1月26日(土)

【開催場所】 ウェスティン都ホテル京都 京都市東山区三条蹴上 TEL:075-771-7111

【参加費】 無料(ご招待)

第1部 オリエンテーション 15:00～15:30 (受付14:45～) 「東館2階 山城の間」

第2部 研究部例会 15:45～17:45 「東館2階 山城の間」

講師:一般社団法人IT顧問化協会 代表理事 本間 卓哉氏

テーマ:「明日から実践!～ITを活用した業務効率化・生産性向上～」

第3部 合格者祝賀会 18:00～20:00 「東館2階 山城の間」

【お申し込み】 塩田 大介 TEL:090-9117-5702 FAX:075-222-8225 mail:d.shiota@aoitax.jp

会場手配の都合上、平成31年1月16日(水)までに参加の申し込みをお願い致します

近畿青年税理士連盟 兵庫県支部

【開催日】 平成31年1月26日(土)

【開催場所】 研修会:兵庫県市町村職員共済組合ひょうご共済会館 神戸市中央区中山手通4-17-13
合格者祝賀会:THE SORAKUEN 神戸市中央区中山手通5-3-1

【参加費】 無料(ご招待) ※当日ご参加の方には記念品を用意しております!

第1部 研修会 13:30～16:30 (受付13:00～)

講師:社会保険労務士 谷口 正樹氏 テーマ:「未定」

第2部 合格者祝賀会 17:00～19:00

【お申し込み】 平田 亮 TEL:079-490-5108 FAX:079-490-5109 mail:r.hirata@actrize.co.jp

会場手配の都合上、平成31年1月19日(土)までに参加の申し込みをお願い致します

近畿青年税理士連盟 和歌山県支部

【開催日】平成31年1月11日(金)

【開催場所】和歌山県税理士会館 和歌山市湊通丁北1-1-3 TEL:073-426-3600

【参加費】無料(ご招待)

第1部 研修会 17:30～19:00 (受付17:15～)

講師:和歌山市役所 産業政策課 担当者 テーマ:「先端設備等導入計画について」

講師:税理士 竹内 央 氏 テーマ:「今さら聞けないe-TAX総点検!&リモートデスクトップ入門」

第2部 合格者祝賀会 19:30～21:00

【お申し込み】中 慎之介 TEL:073-425-1251 FAX:073-425-1255 mail:m.kawamura30@tkcnf.or.jp

会場手配の都合上、平成31年1月5日(土)までに参加の申し込みをお願い致します

近畿青年税理士連盟 奈良県支部

【開催日】平成31年1月27日(日)

【開催場所】やまと会議室5階D会議室 奈良市登大路町36番地 TEL:0742-95-6300

【参加費】無料(ご招待)

第1部 研修会 14:00～17:00 (受付13:30～)

講師:金井 恵美子 氏 テーマ:「消費税軽減税率制度～税理士の対応～」

第2部 合格者祝賀会 17:30～

【お申し込み】東 真由美 TEL:0742-48-1657 FAX:0742-81-7926

会場手配の都合上、平成31年1月21日(月)までに参加の申し込みをお願い致します

近畿青年税理士連盟 滋賀県支部

【開催日】平成31年1月26日(土)

【開催場所】ホテルポストプラザ草津びわ湖 草津市草津駅西口 ポストンスクエア内 TEL:077-561-3311

【参加費】無料(ご招待)

第1部 研修会 15:00～17:00 (受付14:30～)

講師:株式会社エミアス鑑定 不動産鑑定士 小路 恵介 氏

テーマ:「不動産調査(机上調査で現地調査・役所調査のもれをなくす)～適正な財産評価のために～」

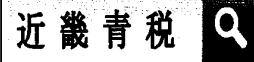
第2部 合格者祝賀会 17:15～19:15

【お申し込み】山本 忠晃 TEL:077-532-8197 FAX:077-502-0070 mail:tdk25@tkcnf.or.jp

会場手配の都合上、平成31年1月15日(火)までに参加の申し込みをお願い致します

近畿青年税理士連盟・各支部の詳細はこちら →

お申し込み・お問い合わせは各支部へ電話、FAX又はメールにてお願いいたします!



新年互礼会&合格者祝賀会 参加申込書

(参加希望の支部名をご記入の上、下記の1～3のそれぞれどちらかに○をつけてください)

支部

1. オリエンテーション (大阪・京都支部のみ) 参加 ・ 不参加

2. 研修会・講演会 参加 ・ 不参加

3. 合格者祝賀会 参加 ・ 不参加

お名前: _____ お電話: _____

ご住所: _____

Mail: _____

認定研修開催実績

自 平成30年 5月 1日 至 平成31年 4月30日

開催年月日	研修のテーマ及び研修概要		研修科目	開催時間	受講時間
開催支部	講師名	受講人数	開催場所		
平成30年5月11日	生命保険に関する「かうじそ」		法律、経済、経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	エヌエヌ生命保険株式会社 木下 芳昭 氏	28人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年5月12日	小さな税理士事務所が考えるお客様のための『モノづくり』と『コト解決』		法律、経済、経営	13:50 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	澤本 美樹 氏	26人	草津商工会議所		
平成30年5月22日	今後の資金調達および銀行交渉5つのポイント		法律、経済、経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	株式会社MBSコンサルティング 吉田 学 氏	50人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年6月14日	相続百人一首		法律、経済、経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	金沢みらい共同事務所 司法書士 森 欣史 氏	33人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年6月16日	エストニア視察訪問記		法律、経済、経営	13:30 ~ 15:30	2:00
京都支部	エストニア視察旅行参加者	78人	京都ホテルオークラ		
平成30年6月23日	知っておきたい！ 成年後見と民事信託の活用事例		法律、経済、経営	15:00 ~ 16:50	1:30
奈良県支部	司法書士・行政書士 谷 松生 氏	17人	やまと会議室		
平成30年6月23日	納税者権利憲章 ～現状と制定に向けた今後の課題～		租税法及び会計	13:00 ~ 15:00	2:00
兵庫県支部	立命館大学法学部教授 望月 爾 氏	28人	グリーンヒルホテル神戸		
平成30年7月5日	改正民法の要点		租税法及び会計	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	14人	楽修館		
平成30年7月21日	平成30年度・税制改正 雇用関連助成金で顧客の経営をより安定させる。		法律、経済、経営	13:50 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	西村 純史 氏、白石 健吾 氏、小久保 博 氏	15人	滋賀県立男女共同参画センター		
平成30年7月23日	地積規模の大きな宅地の評価		租税法及び会計	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	株式会社Farbe 代表取締役 石川 真樹 氏	36人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年8月3日	税理士がかかわる成年後見・民事信託 ～その概要と取組事例～		法律、経済、経営	17:00 ~ 19:00	2:00
和歌山県支部	三井住友信託銀行 プライベートバンキング部 中村 正 仁 氏	24人	三井住友信託銀行和歌山支店		
平成30年8月9日	改正民法の要点		租税法及び会計	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	10人	楽修館		
平成30年8月18日	平成30年度 税制改正 そこまで言って委員会		租税法及び会計	13:40 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	斎藤 誠吾 氏	22人	滋賀県税理士協同組合		
平成30年8月31日	成年後見のお仕事～あなたにもできる後見（貢献）～		法律、経済、経営	17:45 ~ 18:45	1:00
和歌山県支部	司法書士 阪本 秀人 氏	13人	和歌山県税理士会館		
平成30年9月6日	改正民法の要点		租税法及び会計	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	7人	楽修館		

認定研修開催実績

自 平成30年 5月 1日 至 平成31年 4月30日

開催年月日	研修のテーマ及び研修概要		研修科目	開催時間	受講時間
開催支部	講師名	受講人数	開催場所		
平成30年9月14日	仮想通貨の会計と税務		租税法及び会計	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	八木橋 泰仁 氏	43人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年9月15日	「納税者にわかりやすい税法用語について」「『日本病』の克服～昭和モデルを脱却し、共感型社会へ～」		租税法及び会計	13:40 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	田中 大雄 氏、経営者・参議院議員 二之湯 武史 氏	19人	旧大津公会堂		
平成30年9月22日	税理士試験制度の現状と課題		税理士法	15:30 ~ 17:00	1:30
京都支部	近畿青年税理士連盟 京都支部 制度部員	45人	京都ブライトンホテル		
平成30年9月26日	経営心理学入門		法律、経済、経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	一般社団法人日本経営心理士協会 代表理事 藤田 耕司 氏	24人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年9月28日	農業×AI AI技術を活用した農業経営の効率化		法律、経済、経営	18:30 ~ 20:00	1:30
京都支部	農家 小池 誠 氏	20人	京都税理士会館		
平成30年9月29日	会計事務所だから出来る出口戦略のノウハウ～事務所戦略にM&Aを取り組む価値～		法律、経済、経営	13:40 ~ 16:40	3:00
兵庫県支部	株式会社楠本浩総合会計事務所 代表取締役 白川 正芳 氏	16人	姫路・西はりま地場産業センター		
平成30年10月4日	改正民法の要点		税理士法	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	6人	楽修館		
平成30年10月15日	相続税申告の実務上の対応策		租税法及び会計	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	木下 勇人 氏	30人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年10月17日	京青税会員に聞く！独立開業ノウハウ！		法律、経済、経営	19:00 ~ 20:30	1:30
京都支部	香川 恭子 氏、沢辺 重行 氏、金子 勉 氏、猪口 建太郎 氏	40人	京都税理士会館		
平成30年10月25日	顧問料が上がる傾聴力・質問力		法律、経済、経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	株式会社セブンフォールド・プリス 代表取締役 本田 賢広 氏	27人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年10月27日	税理士が行政書士登録をする意味		法律、経済、経営	13:40 ~ 16:50	3:00
兵庫県支部	松尾 基宏 氏	15人	加古川まちづくりセンター		
平成30年11月12日	資金調達と中小企業サポート		法律、経済、経営	18:30 ~ 20:00	1:30
大阪支部	池田泉州銀行 地域創生室 室長 岡田 知也 氏、堺支店長 山本 儒 氏	29人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年11月12日	今後の試験制度の在り方		税理士法	18:30 ~ 20:00	1:30
京都支部	近畿青年税理士連盟 京都支部 制度部員	19人	京都税理士会館		
平成30年11月17日	司法書士から学ぶ税理士が知っておくべき実務事項		法律、経済、経営	14:30 ~ 16:30	2:00
兵庫県支部	司法書士 上垣 隼人 氏、司法書士 岩崎 隼人 氏	16人	あすてつぷKOBE		
平成30年11月17日	みらいの税理士事務所のかたちを考えよう		法律、経済、経営	13:40 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	原 史明 氏	20人	彦根勤労福祉会館たちばな		

認定研修開催実績

自 平成30年 5月 1日 至 平成31年 4月30日

開催年月日	研修のテーマ及び研修概要		研修科目	開催時間	受講時間
開催支部	講師名	受講人数	開催場所		
平成30年11月21日	その節税が会社を殺す		租税法及び会計	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	松波 竜太 氏	38人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年11月23日	相続が変わる?! 民法(相続法)改正のポイントは?		法律、経済、経営	14:00 ~ 16:30	2:30
奈良県支部	司法書士 前田 敏宏 氏	7人	奈良県司法書士会館		
平成30年11月30日	相続法の改正と税務上の留意点		法律、経済、経営	18:30 ~ 20:00	1:30
和歌山県支部	和歌山弁護士会 弁護士、近畿青年税理士連盟 和歌山県支部 会員	11人	和歌山弁護士会館		
平成30年12月1日	税務調査について押さえておきたいポイント		法律、経済、経営	15:15 ~ 17:45	2:30
大阪支部	中野 健太郎 氏	34人	TKPガーデンシティ東梅田		
平成30年12月1日	今後の理想的な試験制度～元試験委員が考える在るべき試験制度～		税理士法	15:45 ~ 17:45	2:00
京都支部	植田 卓 氏	74人	京都東急ホテル		
平成30年12月3日	これからの中小企業が利益を出すためのIT活用術		法律、経済、経営	18:30 ~ 20:00	1:30
京都支部	近畿青年税理士連盟 京都支部 研究部員	17人	京都税理士会館		
平成30年12月4日	金融機関が見る融資審査のポイント		法律、経済、経営	17:45 ~ 18:45	1:00
和歌山県支部	日本政策金融公庫 和歌山支店 国民生活事業 担当者	18人	日本政策金融公庫和歌山支店		
平成30年12月6日	改正民法の要点		法律、経済、経営	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	8人	楽修館		
平成30年12月14日	図面作成の技術とツール		法律、経済、経営	17:00 ~ 18:00	1:00
大阪支部	株式会社アプレイザル 不動産鑑定士 永井 宏治 氏	11人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年12月14日	ペーパーレスオフィスへの道		法律、経済、経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	富士ゼロックス大阪株式会社 星野 淳一 氏	13人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成30年12月15日	「非常に役立つ個人再生手続」「昭和の税理士が、各年代で判断してきたこと」		法律、経済、経営	14:00 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	原 浩崇 氏、小畑 雅人 氏	26人	草津市立市民交流プラザ		
平成31年1月11日	「先端設備等導入計画について」、「今さら聞けないe-Tax! 確申前にe-Tax総点検! &リモートデスクトップ入門」		法律、経済、経営	17:30 ~ 19:00	1:30
和歌山県支部	和歌山市役所産業政策課 担当者、竹内 央 氏	18人	和歌山県税理士会館		
平成31年1月22日	新事業承継税制の関係通達、改正税法のすべて		法律、経済、経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	伊藤 俊一 氏	24人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成31年1月26日	平成31年税制改正の動向		法律、経済、経営	14:00 ~ 17:00	3:00
大阪支部	植田 卓 氏	52人	ホテルモンテラ スール大阪		
平成31年1月26日	明日から実践! ITを活用した業務効率化・生産性向上		法律、経済、経営	15:45 ~ 17:45	2:00
京都支部	一般社団法人 IT顧問化協会 代表理事 本間 卓哉 氏	57人	ウェスティン都ホテル京都		

認定研修開催実績

自平成30年 5月 1日 至 平成31年 4月30日

開催年月日	研修のテーマ及び研修概要		研修科目	開催時間	受講時間
開催支部	講師名	受講人数	開催場所		
平成31年1月26日	税理士として知っておくべき労働法		法律、経済、経営	13:30 ~ 16:30	3:00
兵庫県支部	社会保険労務士 谷口 正樹 氏	32人	兵庫県市町村職員共済組合共済会館		
平成31年1月26日	不動産調査（机上調査で現地調査・役所調査のもれをなくす）～適正な財産評価のために～		法律、経済、経営	15:00 ~ 17:00	2:00
滋賀県支部	株式会社エミナス鑑定 不動産鑑定士 小路 恵介 氏	18人	ホテルポストンプラザ草津		
平成31年1月27日	消費税軽減税率制度～税理士の対応～		租税法及び会計	14:00 ~ 17:00	3:00
奈良県支部	金井 恵美子 氏	19人	やまと会議室		
平成31年4月6日	補佐人研修		法律、経済、経営	14:30 ~ 16:30	2:00
大阪支部	植木 心一 氏	23人	㈱ミロク情報サービス大阪支社		
平成31年4月11日	改正民法の要点		法律、経済、経営	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	10人	楽修館		
平成31年4月13日	対談！近畿税理士会副会長・制度部長と語る！～税理士制度の展望と課題～		税理士法	14:50 ~ 16:50	2:00
大阪支部	石原 健次 氏、和田 浩孝 氏	42人	TKPガーデンシティ東梅田		



近畿青年税理士連盟

〒540-0036 大阪府中央区船越町1丁目1番11号
大手前ハウス202号室
TEL. (06) 6809-2734
FAX. (06) 6809-2735